

昭和二〇年代の日本経済

名島太郎

目次

はじめに

- (一) 戦後日本経済の断絶と継承
- (二) 戦後の時期区分
- (三) 昭和二〇年代の日本経済
 - (1) 昭和二〇年代の課題
 - (II) 戦後経済体制の枠組みの設定
 - (1) 占領政策による基本路線の設定
 - (2) 金融・財政面での制度的増強
 - (3) 外為法・外資法の役割
 - (A) 外貨予算制度の機能
 - (B) 技術導入
 - (4) 国際機関への加盟
- (III) 経済復興

- (1) 敗戦時の経済的基本条件
 - (2) 傾斜生産方式の意味
 - (3) ドッジ・ラインの意味
 - (4) 朝鮮戦争の影響
 - (5) 産業合理化の役割
 - (IV) 総括——昭和二〇年代末の日本経済
 - (A) 到達点
 - (B) 混合経済体制の確立
- (参考一) 説明的な注の紹介
 (参考二) すべての図表の紹介

はじめに

(1) 本論では昭和二〇年代の日本経済を検討する。この時期は、その後の日本経済にとって重要な位置を占めると考えるからである。たとえば、昭和二〇年代には戦前と異なる日本経済が現われたが、反面では重要な点で戦前を引継ぐ側面をもっていたこと、戦後日本経済の枠組みが決定されたこと、また生産力は戦前をはるかに突破する水準に達し、昭和三〇年代からのいわゆる高度経済成長期を準備したこと、しかし国際競争力はいまだ劣位にあり、先進諸国への追いつきがはじめて政策意識にのぼったこと、などである。

(2) しかし前記のメイン・テーマにはいる前に、戦後経済の戦前経済とのつながり、戦後経済の時期区分の二点について、かんたんに述べておきたい。

(3) 本文中、特定の事項の説明を加えるさいに、この部分の記述が長くなりすぎたり、あるいは横道にはいるおそれのある場合には注記した。ただ注記の場合には、本文中に必要な説明以上に詳細にわたることがしばしばあった。それじたい重要と考えたからである。そのような注番号およびそのタイトルを(参考一)として本論文の末尾にかかげた。また出典の注記は本文中に示したり、項目の末尾に示したりした。つづいて(参考二)として、本論文中に使用したすべての図表を紹介した。ちなみに、冒頭の目次各項の頭にある番号等は、本文中の番号等と一致している。

なお行論の都合上、年紀は原則として元号(事実上、主に昭和)を用い、ときとして西暦を使用した。

(一) 戦後日本経済の断絶と継承

第二次世界大戦後の日本経済を述べる場合、それが戦前と断絶しているか、継承しているかがしばしば問われてきた。事実には断絶もあれば、継承もあろう。結論をいえば、より重要なのは断絶の側面と考えられる。

断絶と考えられるファクターと、継承と考えられるファクターとをまず列挙しておこう。

(1) 断絶と考えられる主要ファクターは次の通り。

- 。大量の軍需生産の消滅とその復活後のウェイトの些小性、
- 。海外勢力圏市場の喪失(「満洲」、台湾、朝鮮など)、
- 。いわゆる戦後改革の諸結果(財閥解体、独禁法、農地改革、労働改革など)、
- 。周期的過剰生産恐慌の消滅、

(2) 継承と考えられる主要ファクターはつぎの通り。

ここで継承とは、戦後の経済成長という視点からみてのそれである。そのようなものとして、重視されるべきもの

に、①長期的観点からの管理通貨制度、②中期的観点からの二重構造、③短期的観点からの重工業の遺産、の三つがある。(ただし②二重構造問題は昭和三〇年代以降に主に関るので、本稿(三)以下ではほとんどふれない。)

これらの三つは、戦後経済にとって重要なので、それぞれの戦前部分について前記の視点から若干の説明を加えておこう。

(1) 第一の管理通貨制度について

管理通貨制度は、昭和六年一二月、高橋是清蔵相⁽²⁾(井上準之助蔵相⁽¹⁾の後継蔵相)が金輸出の再禁止を行った後に誕生した。この誕生は、いわゆる一九二九年恐慌と経済軍事化(昭和六年九月の満洲事変から開始)の圧力を契機としていた。この意味では管理通貨制度は、資本主義の困難が生みだした制度であった。

しかしそれにもかかわらず、管理通貨制度は、それまでの通貨制度(たとえば金本位制度)よりも経済成長の速度と安定性に優れた性質をもっていた。というのは、管理通貨制度では、通貨量ないし通貨の伸び率の増減が、一定の範囲ではあれ、人為的に操作できること、すなわち通貨管理の裁量性が拡大したこと、このために総需要の管理や経済運営の方向づけにとって重要なテコを管理者は手にすることができたからである。経済政策の有効性は一挙に拡大することになった。

今日の経済体制は、混合経済体制とか、現代資本主義などとよばれているが、景気変動との関連でいえば、管理通貨体制は、これが成立する最大のメルクマールと考えてよいだろう。

管理通貨制度の誕生の直後、昭和七、八年の高橋是清財政は、財政面から意図的に有効需要の拡大政策を展開した。

高橋財政は、戦後のフィスカル・ポリシーの原型であり、戦後のケインズ型政策の先取りであった。

要するに、戦後の管理通貨制度は、戦前よりも一段と政策的裁量性を高めるものとなり、このことがIMF体制と

第1-1表 正貨の存在高

(単位：100万円)

年 末	正貨準備分	正貨準備外	合 計
1913年	224	152	376
18	712	875	1,587
20	1,246	932	2,178
21	1,245	835	2,080
22	1,063	767	1,830
23	1,057	595	1,652
24	1,059	442	1,501
25	1,056	356	1,412
26	1,058	299	1,357
27	1,062	211	1,273
28	1,061	138	1,199
29	1,072	271	1,343
30	825	134	959
31	469	88	557
32	425	129	554
33	425	69	494
34	466	28	494

(出所) 『財政金融統計月報』第5号。

山崎隆三編「現代日本経済史」, 有斐閣, 昭和60年3月刊, 155頁

の連繋のもとに、とくに景気を一定限度であれコントロールする力量をもたせたとくに戦後の特徴があるといえる。したがって戦後経済は、こうした性格の財政・金融政策を技きにして語ることはできない。

注

(1) 井上財政

井上準之助(一八六九—一九三三年)。浜口内閣、第二次若槻内閣で昭和四年七月—六年一二月の間、蔵相を勤務。主な政策は緊縮財政、財界整理、金解禁(四年一月決定、五年一月実施)。昭和五年(一九三〇年)初めより、第1-1表のごとく大量の正貨流出があった。

なお井上は、横浜正金頭取、日銀総裁をも経歴。昭和七年血盟団事件で暗殺された。

(2) 高橋財政

高橋是清(一八五四—一九三六年)。犬養内閣、斎藤内閣で昭和六年一二月—九年七月の間、蔵相を勤務。主な政策は景気回復政策とそのため金の輸出再禁止政策。

なお高橋は、米国に留学、横浜正金支配人、日銀総裁、農商務相、政友会総裁を勤務。金本位制を停止、管理通貨制度を発足させた。昭和十一年二月二六日、いわゆる二・二六事件で暗殺された。

(2) 第二の二重構造について

昭和三〇年代での二重構造とは、たんに賃金の企業規模別賃金較差のみを指すものではなく、そこからの拡がりをもつものだが、こ

ここでは、発端母体である前者に限定してその発生メカニズムについて述べよう。

まず賃金の二重構造とは、低賃金と賃金較差が大幅に存在することを指す。その発生の基礎条件は、低賃金については過剰労働力の存在、賃金較差については労働市場の分断であろう。これらは一九二〇年代に発生したと考えられる。⁽³⁾二〇年代には一般に恐慌と名づけられる経済不振が頻発した。⁽⁴⁾

(3) 中村隆英「戦後日本経済」、筑摩書房、一九六八年刊、四九〜五〇頁。

(4) 戦後恐慌（一九二〇〜二三年）、震災恐慌（一九二三年）、金融恐慌（一九二七〜二八年）、昭和恐慌（一九三〇年）。

恐慌のなかで農業も疲弊していたので、過剰労働力は農業によって吸収できず、その多くは卸売業、小売業、サービス部門といった在来型産業に滞留した。したがってこれらの部門では低賃金が一般化した。他方、恐慌頻発のなかから工業、とくに重工業の発展、独占化が進んだ。当時の生産・技術条件からすれば、熟練工、その候補者への依存性が高かったため、彼等を困い込む必要があった。困い込みの手段は、相対的な高賃金、年功賃金、終身雇用などである。こうして労働市場は分断された。以上が二重構造の発生メカニズムと考えられる。

(3) 第三の重工業設備の遺産について

昭和三二年度経済白書は、重工業にかぎらず、全業種の生産設備の現在高を次のように推定した。

「昭和一〇年の生産設備の現在高を仮に一〇〇とすると、その後の軍需のための生産力拡充計画によって年々大投資がつけられ、終戦を迎えた二〇年にはほぼ一九〇の設備があった。しかし、このうち三割は戦災と疎開などによって消耗し、終戦直後の生産設備現在高は一四〇だったであろうといわれている。⁽⁵⁾」

(5) 経済企画庁編「昭和三二年度経済白書」、二二〜二三頁。至誠堂、昭和三二年七月発行。

つまり、全体の生産設備能力は、昭和一〇年を一〇〇として、敗戦時の昭和二〇年は一四〇と推定されている。で

第1-2表 敗戦時の重要物資生産能力

	品目	単位	昭和12年	戦中最高A(年)	敗戦時B	$\frac{B}{A}$ %
重 化 学 工 業	銑鉄	万トン	300	660(1944年)	560	85%
	鋼材	"	650	870(1944年)	770	88
	アルミニウム	千トン	17	127(1944年)	129	102
	石油精製	万トン	232	416(1942年)	213	51
	工作機械	千台	22	60(1940年)	54	90
	硫安	万トン	146	198(1941年)	124	63
軽 工 業	綿紡	万鍾	1,217	1,380(1941年)	237	17
	人絹	百万封度	570	570(1937年)	89	16
	スフ	"	451	813(1941年)	184	23
	綿織機	千台	363	393(1940年)	114	29
	絹人絹織機	"	356	356(1937年)	136	38
	洋紙	億封度	?	26.2(1940年)	11.8	47

注1 国民経済研究協会調。稲葉秀三「日本経済の現状」, 大平書房 1947年, 18頁

2 中村隆英「日本経済」, 東大出版会, 1978年, 144頁。抜すい。重化・軽工業別分類とB/Aは名島追加。

は個別業種の生産能力はどうか。この種の資料は少いが、第1-2表は敗戦時の重要物資について例示的にしめしている。

第1-2表によれば、敗戦時の生産能力は、過去最高の能力にくらべて、軽工業では十数%から五〇%弱しか残っていないのに対して、重化学工業では石油精製、硫安の五〇〜六〇%以外では約九〇〜一〇〇%が引継がれていた。このことは、①国民生活用物資とその生産機械が極端に品不足であったこと、②原燃料の入手が可能になれば、生産可能な条件が供給側には備わっていたこと、を物語る。もっともこの②の条件については次のことを考慮しておく必要がある。すなわち敗戦時までの経年度の短い設備はおそらく劣悪な生産条件のもとに生産されていること、また経年度の長い設備はそれに応じて老朽化がすすんでいることであり、したがって両者の設備ともその多くは通例時の設備のように長期にわたって使用しがたいものであったと、推定されることである。

以上、戦後日本の成長経済が、戦前・戦中経済から引継

いだ経済事項のうち、とくに重要な三点について述べた。

(二) 戦後の時期区分

つぎに戦後の日本経済の時期区分について、簡単にふれておきたい。

第Ⅰ期、昭和二〇年代（昭和二〇年―三〇年ころ）。戦後経済体制の枠組みが設定されたこと、および経済復興がこの期の二つの柱であった。本論ではこの二つの柱について詳論したい。

第Ⅱ期、昭和三〇年代、四〇年代（昭和三〇年―四八年）。高度経済成長と国際化。

なお、この期の終了年を昭和四八年としたのは、第一次石油価格引上げに着目したためである。

第Ⅲ期 昭和五〇年代（昭和四九年―六〇年）。経済成長率の低下と新課題への適応。

なお、この期の終了年を昭和六〇年としたのは、昭和六〇年（一九八五年）九月にプラザ合意が成立したためである。ニューヨークのプラザホテルで五カ国蔵相会議（G5）が開かれ、ドル高の是正を合意した。円の対ドル相場はこの時から円高基調に転じた。

第Ⅳ期（昭和六〇年―現在）。円高下の日本経済。

經常勘定は昭和五〇年代にはいって黒字基調になっていたが、昭和六〇年から黒字幅は格段に増加した。このため外国からの対日批判が強まっただけでなく、日本経済じたいが大きな影響をうけた。

なお、時期区分の終了年を「現在」としたが、これは執筆時（平成七年度）を念頭においたものであり、一応の年にすぎない。

ちなみに、当初、この時期区分にしたがって、順次記述するつもりであった。しかし第Ⅰ期の記述だけで思いのほ

枚数をとってしまったので、第I期の昭和二〇年代の記述にとどめることにした。

(三) 昭和二〇年代の日本経済

(I) 昭和二〇年代の課題

昭和二〇年代の日本経済の主要課題は二つあった。第一は新しい経済枠組みの創設であり、第二は荒廃からの経済復興である。

第一課題は、平和的・民主的な新しい経済枠組みを創設することであった。これは日本経済にとり根本的な変化であり、占領国の強権をもってして、はじめてなしたものである。新しい枠組み創設の内容とは、つぎのようなものであった。

(1) 軍需経済から平和的民需経済への転換。

(2) 財閥・地主および軍の支配経済のもとでの集権的統制経済から、寡占的であっても競争的な経済への転換。

第二課題は、荒廃からの経済復興であった。日本経済は、敗戦の荒廃から出発し、昭和二〇年代の終了時には戦前水準をはるかに超える経済水準に達していた。たとえば、昭和九〇一一年を二〇〇として、昭和三〇年では、実質GNPが一四九、⁽⁶⁾ 鉱工業生産が一五四⁽⁷⁾であった。

(6) 昭和九〇一一年価格で計測した実質GNPは、昭和九〇一一年が一六、七三六百万円にたいして昭和三〇年が二四、九六七百万円であり、四九%増であった。出所、大蔵省「昭和財政史19」、二八頁。

(7) 昭和五五年を二〇〇とする鉱工業生産指数(付加価値ウェイト)は、昭和九〇一一年が五・七にたいして昭和三〇年が八・八であり、この間五四%増。同指数は、昭和二七年までは総務庁統計局で算出、昭和二八年以降は通産省調べ。出所、東洋経済新報社「経済統計年鑑」、一九八九年版、四二頁。

以上の二つの課題と解決は、次の時期である昭和三〇〜四〇年代の高度経済成長期を準備することになった。

(II) 戦後経済体制の枠組みの設定

戦後経済体制の枠組みは、昭和二〇年代に設定されたが、その主内容はつぎの四つであった。すなわち、(1)占領政策による基本路線の設定、(2)金融・財政面での制度的増強、(3)外為法・外資法の役割、(4)国際機関への加盟である。これらがどんな意味で枠組みを設定したかは、以下の四つの柱のなかでふれる。まず第一の柱から述べよう。

(1) 占領政策による基本路線の設定（主に昭和二〇年代前半）

① 占領政策は、まずは軍事全般を解体せしめた。これを経済についていえば、軍需経済を解体し、少時を措いて平和民需経済の建設をはかった。平和民需経済の特徴は、何よりも、つぎのように、軍事負担が小さかったことにある。

(A) 軍事負担小の実態

まず戦後の軍事負担が小さかったことの実態をみよう。たしかに軍需経済はいったんは徹底的に解体されたとはいえ、その後朝鮮戦争を機に軍隊が再建され、武器産業も拡大している。しかし武器産業の拡大には次の二点に留意する必要がある。

(i) 憲法上の制約をうけていること。なるほどこの制約は時とともに緩和の方向をたどってはいるが、それでも制約面の有効性を軽視すべきではない。

(ii) 国防支出が国民経済全体にしめる比重は総じて一%以下であり、⁽⁸⁾ 欧米・アジアの二〜五%に比べてかなり低いこと、ただしたとえ一%以下でも、実数では日本のGNPはアジア諸国にくらべ格段に大きいので、⁽⁹⁾ これら諸国に

第2-3表 防衛関係費と対GNP比

年度	防衛 関係費 (億円)	防衛 関係費の 対GNP 比 (%)	年度	防衛 関係費 (億円)	防衛 関係費の 対GNP 比 (%)
1945	…	…	1970	5,695	0.79
1946	—	—	1971	6,709	0.80
1947	—	—	1972	8,002	0.88
1948	—	—	1973	9,355	0.85
1949	—	—	1974	10,930	0.83
1950	1,310	3.32	1975	13,273	0.84
1951	1,199	2.19	1976	15,124	0.90
1952	1,771	2.78	1977	16,906	0.88
1953	1,257	1.67	1978	19,010	0.90
1954	1,396	1.78	1979	20,945	0.90
1955	1,349	1.78	1980	22,302	0.90
1956	1,429	1.73	1981	24,000	0.91
1957	1,435	1.46	1982	25,861	0.93
1958	1,485	1.45	1983	27,542	0.98
1959	1,560	1.45	1984	29,346	0.99
1960	1,569	1.23	1985	31,371	0.997
1961	1,803	1.15	1986	33,435	0.993
1962	2,085	1.18	1987	35,174	1.004
1963	2,412	1.18	1988	37,003	1.013
1964	2,751	1.14	1989	39,198	1.006
1965	3,014	1.07	1990	41,593	0.997
1966	3,407	1.10	1991	43,860	0.954
1967	3,809	0.93	1992	45,518	0.941
1968	4,221	0.88	1993	46,406	0.937
1969	4,838	0.84	1994	46,835	0.948

注 防衛関係費=防衛庁「日本の防衛」などより、当初予算。
警察予備隊、保安隊段階も含む。防衛関係費の対GNP比=
同、GNPは当初見通し。

(出所) 読売新聞社「THIS IS 読売」、1994年11月臨増刊、
386頁

とって日本の軍事力が脅威になりうることを考慮にいれておく必要がある。

(8) 日本の防衛関係費の対GNP比率は、第2-3表にみるように一九五〇年度の三・三二%をピークに低下している。一九五三年度から一%台、一九六七年度から一%以下をつづけている。

(9) 日本の国防支出総額は第2-4表にみるようにアジア・オセニア諸国よりも格段に大きい。

(B) 軍事負担小の役割

第二、軍事負担が小ということは、戦後経済に次のような役割を果たした。

第2-4表 世界各国の国防費と対GNP比

	国防支出総額 (百万ドル) (1985年価格・交換レート)			国防支出のGDPまたは GNPに占める割合 (%)		
	1985年	1990年	1991年	1985年	1990年	1991年
NATO						
アメリカ合衆国	258 165	238 678	227 055	6.5	5.3	5.1
イギリス……………	23 791	21 669	22 420	5.2	4.1	4.2
フランス……………	20 780	18 113	18 044	4.0	2.9	2.8
旧西ドイツ……………	19 922	16 940	16 450	3.2	2.2	1.9
イタリア……………	9 733	9 320	9 146	2.3	1.8	1.7
カナダ……………	7 566	7 064	7 358	2.2	1.8	1.9
オランダ……………	3 884	4 134	3 947	3.1	2.8	2.7
アジア・オセアニア						
日本……………	13 151	16 059	16 464	1.0	1.0	1.0
中国……………	10 615	10 617	12 025	3.6	3.1	3.2
インド……………	6 263	8 506	7 990	3.0	3.2	2.9
韓国……………	4 399	6 637	6 359	5.1	4.4	3.8
台湾……………	4 136	5 304	5 474	6.6	5.4	5.4
北朝鮮……………	4 156	5 434	5 328	23.0	25.2	26.7
オーストラリア…	4 668	4 306	4 210	3.0	2.4	2.4
パキスタン……………	2 076	2 803	3 014	6.9	7.2	7.0
ベトナム……………	…	2 311	…	…	16.0	…
タイ……………	1 517	1 601	1 761	4.1	2.6	2.5
インドネシア……………	2 341	1 776	1 739	2.8	1.4	1.3
マレーシア……………	1 764	1 557	1 670	5.6	3.7	3.7
シンガポール……………	1 188	1 313	1 518	6.7	4.9	5.4
フィリピン……………	474	878	843	1.4	2.2	2.2
ニュージーランド	454	450	423	2.0	1.9	1.9
アフガニスタン…	287	…	…	8.7	…	…
スリランカ……………	228	361	340	3.8	5.5	4.8
ミャンマー……………	228	335	298	3.3	4.9	4.2

「世界国勢図会」, 1994-1995, 448~489頁

(i) 武器類の生産は、生産全体の拡大には寄与するが、再生産外消耗であることにかわりはない。したがって武器類生産が少ないことは経済成長にとって有利である。

(ii) 軍事費の資金源はもっぱら財政に求められる。したがって軍事負担が少くなると、それだけ財政による他の分野への支出、例えば産業基盤投資への可能性を増大させることになる。それは平和・民需市場拡大型の経済成長に寄与する。

(iii) 軍事負担の小は競争市場の性格を強めた。なぜなら平和・民需財は軍需財よりも市場競争の性格を多くもつからである。

(iv) 軍事負担が小さいほど民間利用の技術進歩が大きくなると推定される。たしかに軍事は技術進歩をもたらし、これを民間利用に役立せることができるし、現にそうなっているだろう。しかしもし同じだけの金額を軍事部門と民間部門に使用したとすれば、おそらく民間の場合のほうがより多く技術進歩に貢献すると推定される。というのは(i)軍事部門のほうが技術上の秘密性が強くそれだけ利用難であること、(ii)また軍事部門は民間部門ほど価格引下げ、大量販売の必要性が少く、それだけコスト・ダウンのための技術が発展し難いこと、(iii)軍事部門でも製品の小型化・軽量化は行われてはいるものの、民間部門ほどその必要に迫られていないこと、というのは民間部門では最近の携帯電話、携帯ラジオ、携帯パソコンのように持ち運びできるもの、あるいはTV、パソコン等のように家屋内(しかもかなり狭い家屋内)に置かねばならない商品の開発が重要だからである。

② 農地改革

占領政策による基本路線の設定の第二は二度にわたって実施された農地改革である。⁽¹⁰⁾ 周知のように農地改革は、その狙いのように、全耕地にしめる自作地の割合を改革前の五四・一％から改革後の九一・七％に拡大することによつ

てほぼ目的をはたした⁽¹¹⁾。

(10) 二度の農地改革

二度の農地改革の根拠法が成立したのは、第一次農地改革法が昭和二〇年二月一日、第二次農地改革法が昭和二十一年一月一日であった。なお農地改革が実施され終えた直後に、農地法が施行された(昭和二十七年一月二日)。

(11) 農地改革の結果と性格

農地改革は全国五一六万町歩の耕地を対象に自作農の創設を旨とした。この結果、第2―5表にみるように、全耕地を一〇〇として自作地率は改革前の五四・一%から改革後の九一・七%に拡大した。反面、小作地率はこの間四五・九%から八・三%に減少した。しかし農家の耕地面積は小さかったので(第2―6表)、後年農業の発達を遅らせた。

アメリカの対日占領政策の転換の前と後とをくらべてみても、特徴的なことは、「農地改革は一切方針転換されず、むしろ強力に推進されたことである。この点も、アメリカの占領政策の転換によって大きく変化(弱体・後退)した財閥解体や労働改革と、農地改革との差異である。そして農地改革がこのような特殊性をもつのは、マッカーサーや改革を直接担当したラヂンズキーがしばしば発言しているように、農地改革の実施が非軍事化・民主化だけでなく、『反共』と日本経済の復興のためにも不可欠のものとして位置づけられたからにはほかならない。」(橋本卓爾「戦後農業の起点・農地改革」、(所収)山崎隆三編「現代日本経済史」、有斐閣、一九八五年三月、二四一―二四二頁。)

小作地が極小化することによって創設・拡大された自作地は、その後、長期間、農業に大きな影響をもたらした。農産物の増産、土地投資を促進し、農業生産力の拡大に役立ったが、このことは次のような意味をもった。

第一。農業収獲物の換金化がすすみ、農家はより多くの、あるいはより優れた肥料、農薬、機械器具等を購入することによって、資本主義市場の拡大に役立ったこと。

第二。食料の増産は、高度経済成長に直接寄与する合理化機械や原燃料の輸入を増加させた。というのは食料の増産は、第2―7表にみるように、昭和二〇年代後期では、輸入合計の約三割を占めていた食料品輸入の負担を軽減させ、その分、約五割のシェアーをしめる原料品や約二割のシェアーをしめる製品の輸入を、相対的に増大させたから

第2-5表 農地改革による耕地の自・小作地別面積の変化 (単位・町)

	総数	変動率	自作地	小作地	小作地 変動率	自作地率 (総数=100.0)	小作地率	
改革前(1945. 11. 23)	5,155,697	100.0	2,787,464	2,368,233	100.0	54.1	45.9	
改 革 実 績	不 動 産							
	自作保有地	2,750,443	53.3	2,750,443	—	—	53.3	
	地主保有地	410,991	8.0	—	410,991	17.4	—	8.0
	解放実績							
解放面積	1,994,263	38.7	△(37,021)	△1957,242	82.6	△0.7	△38.0	
売渡面積	1,975,132	38.3	1,975,132	—	—	38.3	—	
保留国有地	19,131	0.4	—	19,131	8.1	—	0.4	
改革後(1952. 10. 20)	5,155,697	100.0	4,725,575	430,122		91.7	8.3	

- (1) 改革前「農地等解放実績調査」(『日本農業基礎統計』, 113頁)。
 - (2) 解放, 自作地(37,021)は, 1950.8.1現在「農地等解放実績調査」による。
 - (3) 自作保有地=改革前・自作地-解放・自作地。
 - (4) 地主保有地=改革前・小作地-解放・小作地。
 - (5) 保留国有地-解放面積-売渡面積, 解放面積=買収面積+国有地所管換
 - (6) いわゆる残存小作地は, 表の上では地主保有地と保留国有地の合計となる。
- (出所) 花田仁伍「現代日本農業の起点—農地改革」, (所収) 狭間源三編集代表「講座・日本資本主義発達史論」, 第4巻, 日本評論社, 1969年11月刊, 330頁。

第2-6表 経営耕地規模別の農家数 (単位・1000戸)

暦年 (1月1日)	総数	販 売 農 家							自給的 農 家
		計	0.5ha 未 満	0.5~ 1.0	1.0~ 2.0	2.0~ 3.0	3.0~ 5.0	5.0ha 以 上	
昭和30	5 806	...	2 285	1 955	1 357	179	28	1	...
40	5 466	...	2 096	1 762	1 352	214	36	2	...
50	4 819	...	1 995	1 436	1 076	236	67	9	...
60	4 267	...	1 856	1 182	883	234	93	19	...
63	4 136	...	1 698	1 177	890	242	106	24	...
平成1	4 092	...	1 675	1 162	881	239	109	26	...
2	3 739	2 884	704	1 049	782	222	100	26	855
3	3 696	2 851	632	1 058	797	227	106	30	844
4	3 652	2 806	611	1 046	783	225	109	32	846
5	...	2 755	585	1 029	774	222	111	34	...

資料 農林水産省「農業調査報告書」「農業動態調査報告」「農業構造動態調査報告」による。

(注) 1. 都府県の総数及び0.5ha未満の階層には例外規定農家が含まれている。

2. 販売農家欄の数値は平成1年以前は総農家の数値である。

(出所) 経企庁「経済要覧」, 1994年版, 114頁。

第2-7表 商品類別輸入額と構成比 (単位 百万円)

昭和	合計	食料品		原料品		原料用製品		全製品		その他雑品	
			%		%		%		%		%
9~11年	2,506	199	7.9	1,553	62.0	454	18.1	281	11.2	19	.8
21	4,069	1,659	40.8	2,016	49.5	199	4.9	188	4.6	7	.1
22	20,265	10,681	52.7	3,990	19.7	2,088	10.3	3,407	16.8	99	.5
23	60,287	28,890	47.9	14,636	24.3	4,893	8.1	11,261	18.7	607	1.0
24	284,455	122,698	43.1	96,630	34.0	33,237	11.7	28,503	10.0	3,387	1.2
25	348,196	116,603	33.5	146,287	42.0	22,097	6.3	62,948	18.1	261	.1
26	737,241	203,862	27.2	430,708	58.4	54,033	7.3	47,998	6.5	640	.1
27	730,352	234,431	32.1	380,582	52.1	48,211	6.6	66,310	9.1	819	.1
28	867,473	241,195	27.8	422,462	48.7	90,619	10.4	112,098	12.9	1,098	.1

(資料) 大蔵省税関部 (注) 1. 原料品とは羊毛, 棉花, 植物繊維, 金属鑛, 石炭及石油等の原生産物をいう。2. 原料用製品とは毛糸, パルプ, 皮革, 油脂, 金属等の如く全製品の原材料となるものをいう。

(出所) ダイヤモンド社「ダイヤモンド経済統計年鑑」, 1954年版, 1954年6月発行, 60頁。

である。

③ 労働組合の拡充

憲法により労働者の労働基本権が保障され、労働組合の活動が拡充された。このことは雇用の安定と所得の増加に役立ったので、個人消費市場の拡大を促進した。戦後、それも近年になるほど重化学工業品の消費財化と消費財生産の迂回化がすすんでいる。⁽¹³⁾ このため消費財生産は、過去の消費財よりも経済成長を促進する。また消費財需要の増加は、個人消費支出を拡大させるが、同支出の拡大は、GNE内の他の需要項目(例、投資需要)よりも、景気変動の安定要因として作用している。

(12) 労働基本権

「わが憲法は国民に生存権を保障する(憲二五)が、労働者についてはその生存を確保するために労働権(同二七)および団結権・団体交渉権・争議権のいわゆる労働三権(同二八)を保障する。これを総称して労働基本権という。」(末川博編「全訂法学辞典」、日本評論社、一九七一年一月発行、一〇三七頁)。

(13) 重化学工業品の消費財化

戦前では重化学工業品といえば、資本財にほとんど限られていたが、戦後経済では重化学工業品に消費財が多く含まれるようになった。これは戦後経済の特徴といえる。例えば機械のなかに各種の電

気製品や電子製品、乗用車、化学品のなかの各種洗剤、家庭用肥料などがあり、これらのウエイトは決して小さなものではない。

④ 財閥解体から独禁法

財閥解体

財閥解体⁽¹⁴⁾は、それにつづく独禁法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の略称）とともに、たんに一時期の出来事ではなくて、その後長く競争市場が形成されるための有力な要因となった。

また財閥解体は、財閥系企業にたいする財閥の家族主義的支配形態を崩壊させ、その後の経営者支配の登場を速めた。経営者支配はつぎのような理由でいわゆる資本家支配よりも高度経済成長に寄与するものと考えられる。

(i) 経営者のほうが、資本家よりも、経営の合理性を追求することが多いようである。たとえば、企業が借入れが増資かの選択にせまられた場合、経営者は資金調達のコストを重視しがちであるのにたいして、資本家は自己の持株比率の動向を重視しがちになるであろう。

(ii) 経営者は企業内競争のなかから選抜される。選抜の基準には幾多の要因が入りこむであろうが、やはり基本的には彼が経営の専門家としてふさわしいか否かに置かれるのであろう。でなければその企業は競争上の不利な条件をみずから求めた結果になるからである。

(iii) 経営者は、企業業績を向上させることによってリーダーシップを握る方向に努力しがちである。資本家もまたむろん企業業績の向上に努めるであろうが、彼には一定の持株比率を維持することじたいによって企業経営者たりうるという基礎がある。

財閥解体は以上のような経営者支配の登場を促進し、競争を強めた。

独禁法

財閥解体後の状況を長期化させるために、またより基本的には財閥のごとき経済力集中体を生じさせないために、独禁法が定められた。独禁法は一定のルールのもとに競争を促進する狙いをもっている。

すなわち昭和二二年四月施行の独禁法（しばしば原始独禁法⁽¹⁵⁾と称される）は、私的独占と不当な取引制限（たとえばカルテル）によって、市場支配力が形成されるおそれのある行為と状態を違法とした。このためたとえば、事業会社が他社の株式を保有することじたいが禁止されたし、また企業の合併、役員兼任なども画一的に原則禁止となり、カルテルは、競争を実質的に制限するか否かを問わず禁止された。この厳格な原始独禁法は、その後改訂されたが、これらの改訂はつぎのような意味をもった。

昭和二四年六月成立の独禁法の第一次改訂⁽¹⁶⁾は、外資導入にたいする障害条項（第六条、第四章）を緩和することが狙いであった。狙いどおり昭和二四〇二五年には外資導入が始まった。ただしこのことには、外為法（昭和二四年二月公布）と外資法（昭和二五年五月公布）の成立も大きな力になったことを思いだすべきであろう。さらにこの第一次独禁法の緩和が、企業間の系列関係や企業グループの形成に端緒をひらいたことも重要である。

昭和二八年八月成立の独禁法の第二次改訂⁽¹⁷⁾は、独禁法の基本にふれる大幅緩和であった。その主要な内容をあげれば、①企業分割規定の削除、②不況カルテルの容認、③合理化カルテルの容認、④再販売価格維持契約の容認、⑤合併禁止事項の縮小などである。この影響として考えられるものなかで、昭和四五年に八幡製鉄株式会社と富士重工株式会社の合併によって新日本製鉄株式会社が誕生したが、この合併は、仮に第二次改訂なかりせば、実現はむずかかったのではないか⁽¹⁸⁾。

昭和五二年五月成立の第三次改訂⁽¹⁹⁾は、前二回が独禁法の緩和をめざしたのにたいして、逆にその強化をめざすものであり、この点に特徴があった。その主な内容は、①ヤミカルテルにたいする課徴金の徴収、②同調値上げにたいす

る報告の可能性、③他社株式にたいする保有制限、④企業分割を可能とし分割に必要な要件を設定した。

その後も、平成三年（一九九一年）にはカルテルにたいする課徴金の引上げ、平成五年（一九九三年）には罰金刑の引上げ等という独禁法の改訂がおこなわれた。

独禁法の諸改訂は以上のようなようであるが、いまひとつ法改訂以外に重要なものとして法の運用面がある。たとえば政府内でも通産省のように独禁法を緩和方向に運用しようとする傾向をもつものもあれば、公取委のように独禁法をできるだけ文字通りに運用しようとする傾向もある。もっとも時として公取委もかなり通産省よりの解釈をしめすことがあった。

(14) 財閥解体

財閥解体の基本方針は、一九四五年九月三日付「降伏後におけるアメリカの初期対日方針」において、「日本の商工業の大部分に支配力を有する財閥コンツェルンおよび金融コンツェルンを解体するための政策は助長さるべし。」とのべられている（経企庁「戦後経済史（総観編）」、大蔵省印刷局、一九五七年三月刊、二七頁）。

財閥解体の手段は、①株式の公開による資本的結合の分断、②財閥家族および同一戸籍にある者の、財閥系企業への一〇年間就任禁止、③主な財閥系企業の解散、分割（持株会社八三社の解散（四二社）および再編成（四一社））、④GHQの指令による三井物産、三菱商事の解体、⑤ポツダム政令による電力事業の再編成、であった。

(15) 原始独禁法

最初の独禁法は原始独禁法と称され、昭和二三年七月施行された。原始独禁法の目的は、財閥解体の結果を定着させること、さらには財閥のごとき支配構造の再編・復活を阻止することにあった。同法には、経済民主化の徹底というアメリカの初期対日占領政策の影響が色濃く投影されていた。このため競争制限にかんする禁止規定は厳しかった。

(16) 昭和二四年の独禁法第一次改訂

改訂の背景

改訂の背景は、米国内には初期対日政策が転換され（昭和二三年一月六日の米陸軍長官ロイヤルの声明）、日本経済の強化が

志向されるようになったこと、日本側には外資導入の道をひらくこと、巨額の株式を購入・保有する必要があったことがあげられる。最後の株式問題が発生した理由は、財閥解体によって大量の株式が放出されることになったこと、戦時・戦後のインフレーションによって、企業の自己資本比率が低下したので、これを充実するために増資の必要があったことにある。

改訂の主内容

上記の要請に応えるため、独禁法の第四章（株式保有、役員兼任、合併、営業の譲渡にかんする制限）を中心に緩和されることになった。たとえば原始独禁法では、事業会社の株式保有は、企業規模の大小、競争制限の有無にかかわらず、画一的に禁止されていたし、また役員の兼任もやはり画一的に禁止されていたが、これらの規定を緩和した。ただしこの緩和は手続き問題が主で、内容的には小範囲であった。

影響

狙いどおり、外資導入の道が開かれたこと、また企業間の支配関係、たとえば系列化の端緒が開かれたことがあげられる。

（この項の参考書。公正取引委員会事務局「独占禁止政策三十年史」、大蔵省印刷局発行、昭和五十二年七月刊、五一―五四頁）。

(17) 昭和二八年の独禁法第二次改訂

背景

昭和二六年五月一日のリッジウェイ連合軍最高司令官の声明により、日本政府には、占領下に実施された法制度を再検討する権限が与えられた。政府は独禁法の改正要綱を作成し、昭和二六年七月以降、総司令部と折衝を開始した。総司令部は、二六年末、米本国の指令にもとづいて、独禁法の改正を承認しない旨通告してきたので、日本政府は断念した。昭和二七年四月二十八日対日講和条約が発効し、日本が独立国になったので、政府は独禁法の本格的改訂をめざすことにし、そのための再検討を開始した。

もう一つの背景として、朝鮮特需ブームの後、昭和二七年四月から綿紡・化繊・ゴムタイヤ等において通産省のリードによる勧告操短がおこなわれたが、これは実質上独禁法を緩和する現実の動きであった。

改訂の主内容

昭和二八年八月六日、独禁法第二次改正法が成立、九月一日に公布、即日施行された。二八年改訂は、独禁法の基本にふれる大幅緩和であり、この点昭和二四年の第一次改訂とは異なる。また二八年前後から独禁法の適用除外法が簇出した。

主な改訂内容は次のとおりである。

(1) 共同行為にたいする規制の緩和

(i) 不況カルテルの容認

不況カルテルは事前認可制になっている。認可権は、公取委の認定を前提として、主務大臣がもつ。ただし認可の要件がのちに欠けたときは、主務大臣は認可の取消し、変更が可能である。他方、公取委の方でも独自の見解によって、主務大臣に認可の取消し、変更を申出ることができるとし、もし主務大臣がこれに応じなくとも、一カ月が経過すれば、当該カルテルは適用除外ではなくなるとされた。

(ii) 合理化カルテルの容認

つぎのような特定の共同行為は、企業の合理化をもたらすが、それだけでなく広く産業の進歩発達に役立つ場合があるので、合理化カルテルとして認めることになった。

すなわち、生産部門の事業者が、規格の統一、製品の標準化、生産品種の専門化、廃物・副産物の共同利用などのように、生産費の引下げや技術の向上、能率の増進などである。

(2) 第四章関係規定（株式保有、合併、役員兼任等の制限）等の緩和

提案者の認識によれば、日本経済の体質が弱く、企業の経済力が国際的に弱いのは、独禁法の株式保有や役員兼任などの規制が厳格であり過ぎたり、あるいは不当に画一的な制限がおこなわれたりしているためである。これらを是正する必要があるとの趣旨から、つぎのような緩和改訂がなされた。

(i) 事業会社の株式保有制限の緩和。

事業会社の株式保有制限は、前述のごとく（注16参照）、すでに昭和二四年の改訂時において、外資導入、証券消化の観点から緩和されていた。今回の昭和二八年改訂では、これをさらに緩和することになった。

すなわち、株式の保有制限は、「競争を実質的に制限することとなる場合」と、「不公正な取引方法による場合」にのみおこなわれることになった。

(ii) 金融業の株式保有制限の緩和

金融業の株式保有の限度を五%から一〇%に緩和した。

(iii) 役員兼任にたいする規制条件を緩和した（内容略）。

(iv) 合併を規制する要件のうち、「不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合」が削除された。

(v) 取引上の地位の不当利用を規制した。これによって、たとえば、大企業による下請代金の不当な支払遅延や、銀行による歩積、両建の強要などが規制可能となった。(v)は強化改訂)。

(vi) 再販売価格維持制度の新設。

この制度は、商標などの付いた日用品および著作物について再販売価格維持行為を認めようとするものである。これは、不当廉売やおとり販売などの不当な競争(何が不当かはかなり問題点となる)が主として小売面でおこなわれており、このため小売商の利益が侵害されることがあったためである。しかし画一的にこれを禁止することは現実的には無理と考えられたので、具体的に適用商品を指定し、契約を届出制とすることによって、濫用を防止し、公正な取引方法の適用除外とした。

(vii) 企業分割の規定を削除した。すなわち、不当な事業能力の較差がある場合には、公取委はこの較差を排除するための措置を命ずることができる、という主旨の規定を削除した。

(18) 新日本製鉄株式会社の誕生。

新日本製鉄株式会社は、八幡製鉄株式会社と富士製鉄株式会社の合併により昭和四五年三月三十一日に発足したが、粗鋼の生産シェアーでは両社合計のシェアーは三十数%であり、そのすぐ下位(第三位)の日本鋼管の十数%強にたいして大きな差があった。したがって、もし昭和二八年の独禁法の緩和がなければ、新日本製鉄の誕生は実現難であったと考える向きが当時多かったようだ。

(19) 昭和五二年の独禁法第三次改訂

昭和五二年の独禁法第三次改訂は、前二回と異なり、独禁法を強化する方向でおこなわれた。昭和五二年五月二十七日成立、同年一月二日実施である。

強化の改訂がおこなわれた理由はつぎのとおりである。

(1) 第一次オイル・ショック直後のはげしい物価騰貴を批判して、反独占の世論が高まったこと。この物価騰貴は、当時、狂乱物価とも称されたほどであり、昭和四八年九月から四九年四月までのわずか七か月間に卸売物価指数では二五%増、消費者物価指数では一七%増であった。この間、ヤミカルテルや使乗値上げが横行し、石油業界では千載一遇の値上げチャンスと発言して世論の反発を買った。

(2) 当時の市場状況が競争制限的傾向を強めていたにもかかわらず、独禁法が不備であったため、効果ある規制が困難と解されたこと。その主な例をあげれば、

- (i) 当時の独禁法は、独占的行為を規制することはできたが、市場の独占的状态による競争制限にたいしては規制が難しかったこと。このため、たとえば、昭和二八年独禁法緩和のさい削除された企業分割の規定を復活させた。
- (ii) カルテルにたいしてはその排除を命令しただけでは、カルテル実施期間は同参加事業にとっていわゆるやり得になるので、課徴金を徴収することにしたこと。
- (iii) 株式保有による事業支配力の拡大を抑えるため、事業会社、金融機関の株式保有制限を強化したこと。
- (3) 一九七〇年代にはいると、欧米諸国でも独禁法類似法の強化改訂や積極的運用がみられるようになり、日本もこの刺戟をうけたこと。

改訂の主要内容

昭和五二年第三次改訂の主な内容はつぎの通りである。

- ① ヤミカルテルにたいし課徴金を徴すること、
- ② 公取委は価格の同調的引上げにたいしては報告を求めることができること、
- ③ 会社は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、その株式を取得し、または所有してはならないこと、

また金融業にたいしても他の基準による他社株式の取得・所有の制限が設けられたこと、

- ④ 持株会社の設置を禁止したこと。

なお持株会社とは、株式所有によって、国内他会社の事業活動を支配することを主な事業とする会社のことをいう。

- ⑤ 会社が合併する場合には、「当該合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」には、この合併は認められない。

なお右のカギカッコ内の規定は、昭和二八年改訂のさい、合併の規制要件として削除されたものであり、これを昭和五二年改訂時に復活したものである。

以上でタイトル「④財閥解体から独禁法」の項の説明を終る。これによってタイトル第一の柱である「(1)占領政策による基本路線の設定」の項についての説明も終ることになる。

ところで既述のように(Ⅲ)の冒頭、戦後日本の経済体制の枠組みは、四つの柱で設定されていた。そこでつぎに、第

二の柱である「金融・財政面での制度的増強」について述べることにしたい。

(2) 金融・財政面での制度的増強

戦後経済体制の枠組み設定の一つとして、金融・財政面で新しい制度ができた。ここにいう新しい制度とは、金融面では各種の金融機関が新設されたこと、財政面では均衡財政主義、シャウプ税制、財政投融资制度が発足したことである。

つぎに、これらについてその主要な内容をみよう。

① 金融面での制度的増強

第2―8図は、日銀を除いて、昭和六〇年一二月現在の、民間および政府系の金融機関を一覧表にしたものである（現在でも大差はない）。それぞれの金融機関の後のカッコ内に、当該金融機関が依って立つ根拠法名とその法律ができた年をしめしてある。一見してわかるように、根拠法の成立は昭和二〇年代に多い。また長期金融、貿易金融、中小企業むけ金融、その他のさまざまな専門分野を活動舞台とする金融機関が新設されている。

ただし新設といっても、第2―9図にみるように、その大部分は戦前・戦中に何等かの前史をもっており、労働金庫（労金）のようにまったくの戦後（昭和二〇年代）の新設というのは少い。

② 財政面での制度的増強

財政面での新しい制度的増強についてはつぎのようにいえよう。

(i) 均衡財政主義

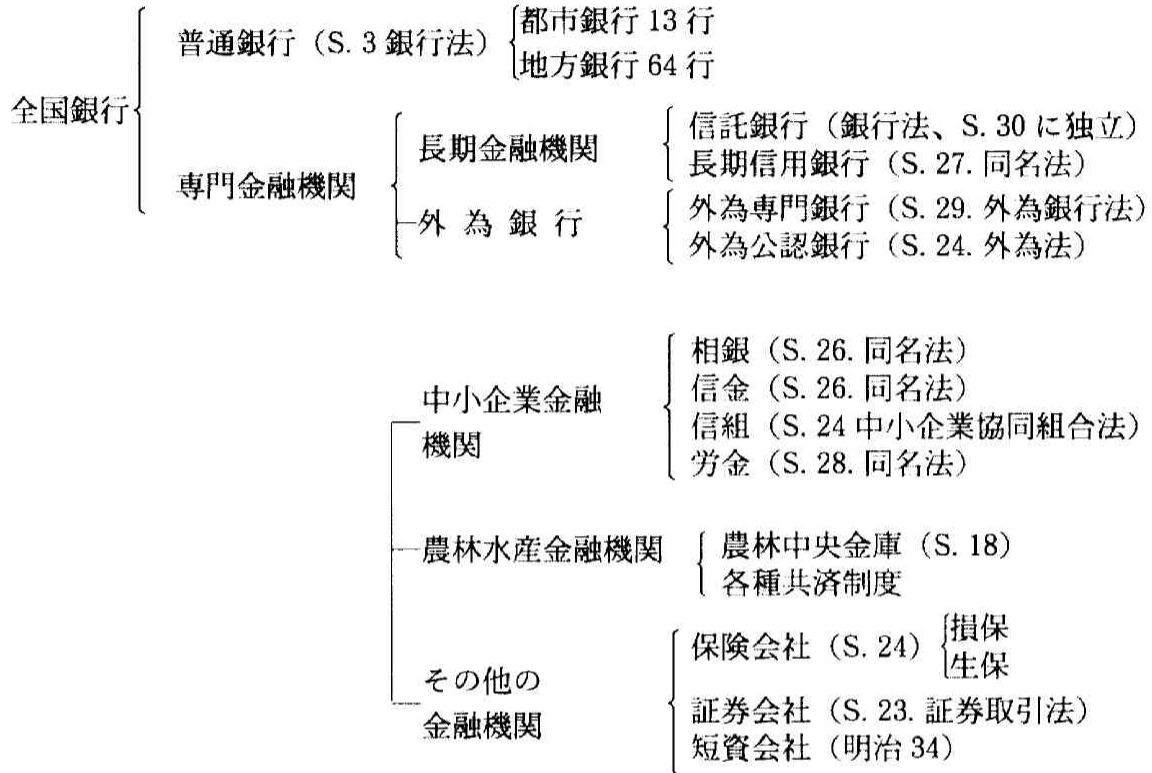
均衡財政主義はドッジ・ライン（後述のⅢ―(3)）のさい設定された。経済成長にとってのその意味は、

(イ) 国債の不発行⁽²⁰⁾は、資金需要が旺盛な民間資金を圧迫しないこと、

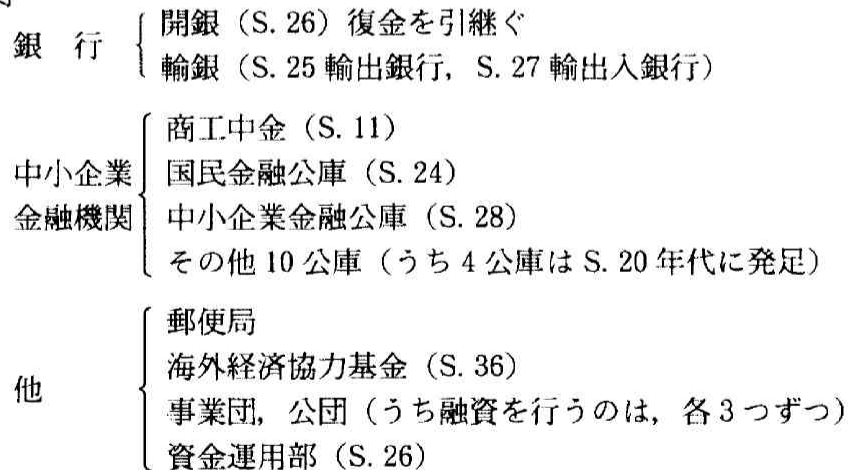
第2-8図 金融機関一覧表

民間、政府系の金融機関の現体制は、次のように、主として昭和（S.）20年代に整備された（除日銀，S（昭和）60年12月現在）。

民間金融機関



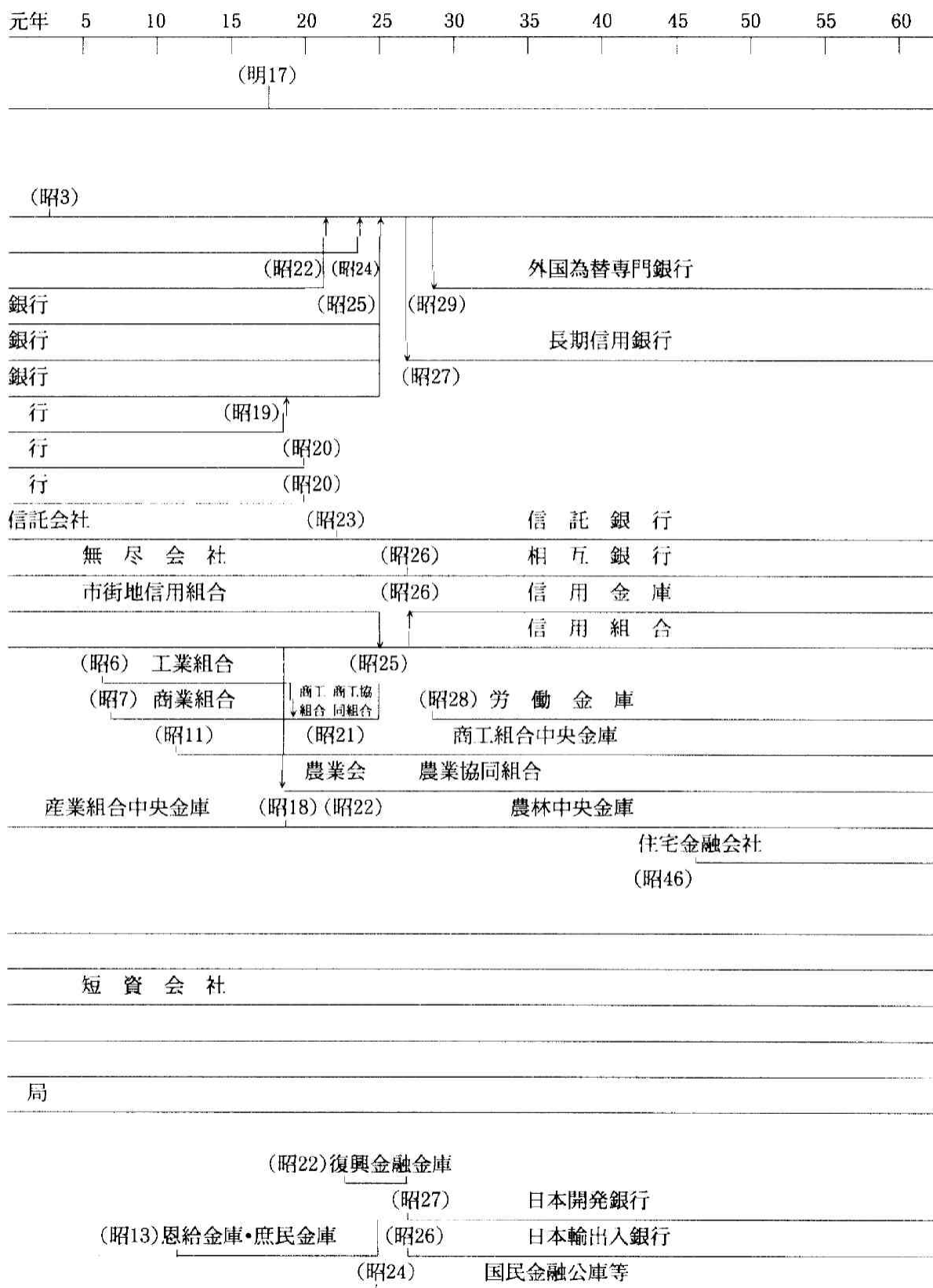
政府系金融機関



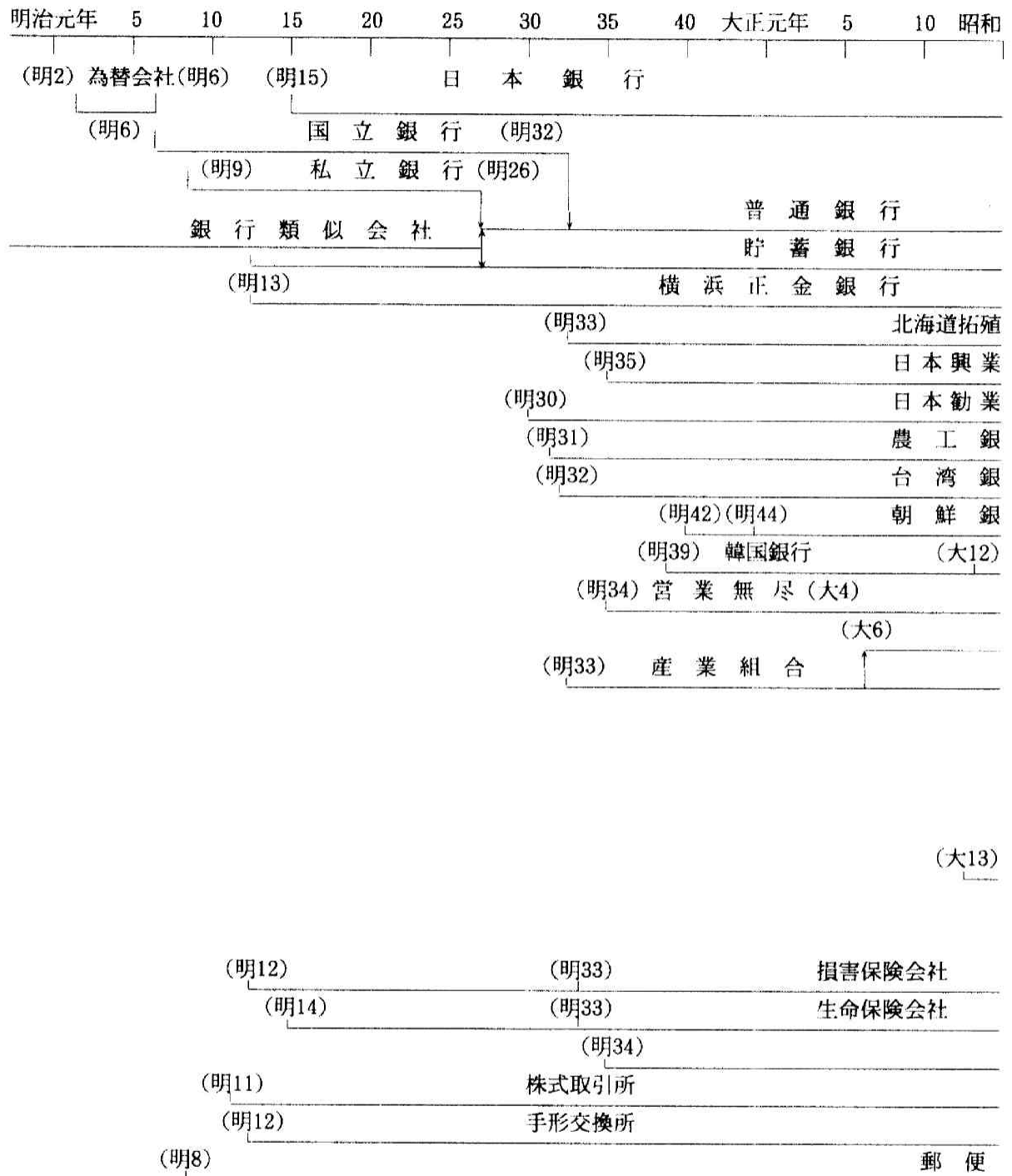
注 1 表中の「S〇〇，同名法」とは、例えば信金（信用金庫の略）では、「昭和 26 年にできた信用金庫法」を指す。

2 （出所）鈴木淑夫「わが国の金融制度」，日本銀行金融研究所，1986 年 8 月刊，553 頁，他。

系 譜



第2-9図 金融機関の



(参考) 日本銀行法施行 昭和17年3月
 銀行条例・貯蓄銀行条例施行 明治26年7月
 銀行法施行 昭和3年1月

(出所) 鈴木淑夫編「新版・わが国の金融制度」, 日銀金融研究所発行, 1986年8月,

(ロ) 財政収入面の制約が強いので、旺盛な財政支出を抑制する大義名分が均衡財政主義によってあたえられたので、政府の意図による支出抑制項目や重点項目の選択に採用されたこと。このため、たとえば、産業基盤のための公共投資には、活発な民間投資に即応するだけの額を充当することができた。反面、生活基盤のための公共投資は抑制された。

(20) 国債の不発行

財政法(昭和二二年四月施行、その後多回数の改正あり)第四条(歳出財源の制限)第一項に曰く、
「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」

(ii) シャウプ税制⁽²¹⁾

昭和二五年に公表されたシャウプ勧告は、国税、地方税を通じる租税原則をしめしたものであり、全面的かつ体系的な租税改革論である。それはたんなる議論にとどまらず、現実に国と地方の抜本的な租税改革をもたらした。

「また、シャウプ勧告の租税体系が事実上崩壊した⁽²¹⁾後も、租税改正およびその論議に無視しえない影響をなお及ぼし続け、再検討・再評価のみならず復帰論も後を絶たない⁽²²⁾現況も」、重要なものとして、注目する必要がある。この意味で、シャウプ税制は戦後税制の原点をなすと考えられる。

(21-1) シャウプ税制

シャウプ税制使節団は、昭和二四年五月二〇日に来日し、同年八月二六日税制改革勧告案を発表した(歴史学研究会編「日本史年表」、岩波書店、一九六六年七月刊、二九四頁)。

シャウプ勧告の性格についてみれば、「シャウプ勧告は税制による資本蓄積の基礎を具体化したものである。従ってシャウプ勧告には資本の育成、蓄積に対する配慮は行われたが、減税額は予想に反して少なく、強く耐乏生活を要求するものとなったの

である。」(経企庁戦後経済史編纂室「戦後経済史(財政金融編)」、大蔵省印刷局、昭和三四年八月刊、一〇七頁)

しかし実際の税制改革においては、シャウプ勧告には、たとえば所得税では勧告を上回る減税が実施されるなど、若干の修正がおこなわれた(同上参考)。

シャウプ勧告にたいする評価は時期によって異なるとして、和田八束氏はいう。「現在(昭和三〇年代中ごろ―名島)までに大きく二つの時期に分けられるであろう。第一の時期は、発表当時から昭和三〇年頃までであり、以降は第二期といえよう。」と評価のあり方についてのべている。(評価したいは長くなるので略)。(和田八束「現代租税論」日本評論社、昭和四五年八月刊、七四頁)

(21―2) シャウプ税制の崩壊

昭和二四年に公表されたシャウプ勧告は、翌昭和二五年には実施に入っているが、早くもその翌年の昭和二六年から税制改訂の動きがはじまっている。この動きは強まり、国税では昭和二八年度予算、地方税では昭和二九年度予算においてシャウプ税制は崩壊することになる(佐藤進、宮島洋「戦後税制史」、税務経理協会、昭和五四年一〇月刊、三八、四〇、四四頁)。

このようにシャウプ税制の崩壊が急テンポで進んだ理由は、昭和二六年九月の平和条約の調印と昭和二七年四月の同発効によって日本が独立し、政策決定権限が日本側に帰することになったので、これをチャンスとして日本政府は同税制を崩壊させた(前出書、三九―四〇頁)。

(22) 佐藤進、宮島洋「戦後税制史」、税務経理協会、昭和五四年一〇月刊、二頁

(iii) 財政投融資⁽²³⁾

現代経済の一特徴は、公共経済の拡大にある。この要請にもとづいて財政需要の拡大がみられるが、これを賄うために財政収入には多様な方法が図られている。財政投融資もこうした方法の一環であり、その機能はつぎの通りである。

(イ) 金融的性格

財政投融資の源資(資金源)および運用(支出)とも、概して金融的に調達され、配分される。運用面では、昭

和二〇年代では産業基盤向け支出と大企業向け支出に重点が置かれていた。ちなみに昭和三〇年代、四〇年代になると、大企業向けの比重低下が顕著にみられるようになり、替って民生向け支出の比重増加があらわれた。⁽²³¹²⁾

(ロ) 民間金融機関への補完

財政投融資は、民間金融機関を補完する役割をもった。補完とはまず量的補完を意味し、それは高度経済成長期における資金量の不足を補うことにあつた。しかしより重要な機能は、質的補完ともいうべきものである。すなわち、国民経済的立場からみれば、たとえ必要な融資であつても、たとえば民間金融機関がそのような融資は収益上リスクであると考えた場合には、この分野への融資を渋り、あるいは厳格すぎる融資条件を提示することが生じうる。このような場合、財政投融資計画にそつて政府系金融機関から融資が行われるならば、民間金融機関は、これを政府の肩入れととらえて自ら融資に乗りだすのである。初期の石油化学産業はこの一例になる。

(ハ) 景気政策の手段

財政投融資については、その規模、運用とも、昭和四七年まで政府の裁量にまかされていた。したがつて政府は景気政策の観点から財政投融資のあり方を決めることができた。しばしば景気政策としての財政政策が採りあげられたが、一般会計の変更には制約が強いので（但し、行われてはいる）、主として財政投融資の変更が行われていた。

しかし財政投融資が政府の専管事項であることについて、国会の側から疑義が提示されて、昭和四八年「長期運用特別措置法」が制定され、国会統制が加わつた。しかしこの国会統制は本予算にたいするほど強いものではなかつたし、また同法は一定範囲内とはいえ、政府に裁量権を認めていた。それだけ財政投融資は景気政策の手段になり易かつたわけである。

(23-1) 財政投融资

財政投融资は、明治初期からはじまっている（鈴木武雄編「日本の財政」、至誠堂、昭和三六年五月刊、三一七～三一八頁）。戦後では昭和二四年のドッジ・ラインのさい見返資金特別会計が新設されたときに芽をだした。

しかし通常、財政投融资の戦後の出発点は昭和二八年度と考えられている。この頃までに、高度経済成長期（昭和三〇年代、四〇年代）にみられる財政投融资の諸機構が整ったからである。諸機構とは、産業投資特別会計（見返資金特別会計より発展）、資金運用部資金特別会計、開銀・輸銀などの政府関係金融機関、民間金融機関、政府保証債の発行、などをいう。

(23-2) 財政投融资の源資と運用

財政投融资の源資と運用については第2-10表のごとくである（より詳しくは第2-11表、第2-12表参照）。表には昭和二八年度、三〇年度、四〇年度、五〇年度の四時点を採っている。なおこれら四時点の諸計数の変化過程はほぼ系統的であり、イレギュラーバンドした計数をふくんでいない、為念。
表からつぎのことがいえる。

(i) 源資面は、郵便貯金を中心に金融的に集められている。郵貯の比重は昭和三〇年度の二七・五%から五〇年度の三五・一%へとかなり増えた。ついで厚生年金の比重増大も目立つ。したがって源資面は零細な国民資金を集めたものとの性格がつよい。（第2-10表の③、第2-11表）

(ii) 運用面では、大企業向け支出構成比が昭和二八年度の二九・一%から五〇年度の一〇・七%へと顕著に減り、これに反して、同期間中に、民生向け支出構成比が一九・一%から四四・五%へと著増し（第2-10表④）、また道路向け支出が三・七%（昭和三〇年度）から八・〇%へと増えた（第2-12表）。大企業向け支出構成比の減少については、民間ベースの金融を、大企業が基本的には自力で獲得しうるほど、充実してきたためである。また民生向けの著増については、一般会計からの振替え増加の性格がつよい。

(3) 外為法・外資法の役割

外為法（「外国為替及び外国貿易管理法」の略）は昭和二四年一二月に公布、外資法（「外資に関する法律」の略）は昭和二五年五月に公布され、ともに戦後の高度経済成長に寄与するところ大であった。

外為法の機能は多岐にわたるが、そのなかでも外貨予算制度（昭和二五年一月から、IMF八條国とGATT二一條国に

第2-10表 昭和28年度財政投融资の源資と運用

① 昭和28年度

源 資	
一般会計繰入	10.3%
資金運用部	38.0
簡保資金	4.4
産投会計	11.9
公募債	3.4
自己資金等	32.0
合計	{ % 100.0 億 円 (A) 4,595
名目GNP (億円)	(B) 75,264
A/B	% 6.1

② 昭和28年度

運 用	
民間への産業資金供給	49.9
民間への住宅資金供給	4.3
政府事業建設投資	23.3
地方債引受	22.5
合計	{ % 100.0 億 円 (A) 4,595
名目GNP (億円)	(B) 75,264
A/B	% 6.1

③ 財投の源資構成比%

昭和年度	昭和年度			
	30	40	50	
産投会計	5.7	2.4	0.6	
資金運用部	51.3	66.8	82.7	
郵 貯	27.5	26.1	35.1	
厚生年金	10.5	18.3	17.3	
国民年金	13.3	2.6	0.9	
簡保資金	16.1	6.2	9.1	
政保債・借入金	17.3	24.6	8.7	
合計	%	100.0	100.0	100.0
	億円	2,978	17,764	11,547
対GNP比	3.3	5.4	7.8	

④ 財投の運用構成比%

昭和年度	昭和年度		
	28	40	50
民生向け	19.1	33.0	44.5
小生産者 "	19.1	19.8	19.7
産業基盤 "	32.7	31.9	25.2
大企業 "	29.1	15.3	10.7
合計	100.0	100.0	100.0

- 1 東洋経済『経済統計年鑑』, 76年p. 287 ; 28年度は『セミナー経済教室』の『現代財政論』, p. 58
- 2 名目GNPは大蔵省財政史室編「昭和財政史, 19」29頁
- 3 民生向け: 生活環境, 厚生, 文教, 小生産者向け: 中小企業, 農林漁業, 大企業向け: 基幹産業, 輸出振興

第2-11表 財政投融资資源の推移

(単位 億円, %)

区 分	番 号	昭和30年度		40年度		50年度		60年度		平成3年度	
		実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	当初計画	構成比
一 般 会 計	1	111	3.7	—	—	—	—	—	—	—	—
産業投資特別会計	2	160	5.4	430	2.4	655	0.6	310	0.1	657	0.2
資金運用部資金	3	1,529	51.3	11,872	66.8	98,002	86.4	236,423	80.3	291,349	77.9
郵便貯金	4	820	27.5	4,645	26.1	50,501	44.5	87,394	29.7	88,000	23.5
厚生年金・国民年金	5	314	10.5	3,697	20.8	21,321	18.8	53,254	18.1	64,300	17.2
同 収 金 等	6	395	13.3	3,530	20.0	26,180	23.1	95,775	32.5	139,049	37.2
簡 保 資 金	7	482	16.1	1,095	6.2	10,141	8.9	25,774	8.8	63,050	16.9
余剰農産物資金	8	180	6.0	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債・政府保証借入金	9	516	17.3	4,367	24.6	4,639	40.9	31,814	10.8	19,000	50.8
合 計	10	2,978	100.0	17,764	100.0	113,437	100.0	294,321	100.0	374,056	100.0

(注) 48年度計画から様式が変更されたことにより、「産投出資」は「産業投資特別会計」に、「公募債借入金等」は「政府保証債・政府保証借入金」に改められた。

(出所) 大蔵省主計局調査課編「財政統計」, 平成3年度版, 平年3年12月刊, 316~317頁

第2-12 財政投融资使途別分類の推移 (当初計画)

(単位 億円, %)

区 時	番 号	昭和30年度		40年度		50年度		60年度		平成3年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(1) 住 宅	1	445	13.8	2,259	13.9	19,966	21.4	52,893	25.4	94,745	32.6
(2) 生活環境整備	2	247	7.7	2,010	12.4	15,573	16.7	32,809	15.7	42,933	14.8
(3) 厚生福祉	3	69	2.1	585	3.6	3,133	3.4	5,957	2.8	10,261	3.5
(4) 文 教	4	146	4.5	493	3.1	2,752	2.9	7,453	3.6	5,824	2.0
(5) 中小企業	5	262	8.1	2,045	12.6	14,505	15.6	37,644	18.0	44,945	15.4
(6) 農林漁業	6	286	8.9	1,169	7.2	3,795	4.1	8,906	4.3	9,082	3.1
(1)~(6) 小計	7	1,455	45.1	8,561	52.8	59,724	64.1	145,662	69.8	207,790	71.4
(7) 国土保全・災害復旧	8	248	7.7	506	3.1	1,100	1.2	4,728	2.3	3,306	1.1
(8) 道 路	9	118	3.7	1,284	7.9	7,444	8.0	18,264	8.8	29,832	10.3
(9) 運輸通信	10	393	12.2	2,250	13.9	11,849	12.7	17,634	8.4	14,681	5.1
(10) 地域開発	11	274	8.5	1,124	7.0	3,059	3.3	5,112	2.4	7,090	2.4
(7)~(10) 小計	12	1,033	32.1	5,164	31.9	23,452	25.2	45,738	21.9	54,909	18.9
(11) 産業・技術	13	506	15.8	1,262	7.8	2,764	3.0	6,033	2.9	9,377	3.2
(12) 貿易・経済協力	14	225	7.0	1,219	7.5	7,160	7.7	11,147	5.4	18,980	6.5
(1)~(12) 計	15	3,219	100.0	16,206	100.0	93,100	100.0	208,580	100.0	291,056	100.0
(13) 資金運用	16	—	—	—	—	—	—	—	—	77,000	—
合 計	17	3,219	100.0	16,206	100.0	93,100	100.0	208,580	100.0	368,056	100.0

(注) 使途別分類表は、36年の資金運用部資金法改正により作成されるようになったものであり、30、35年度は、36年度以降の基準で分類した一応の試算である。

(出所) 同前, 316~317頁

移行する直前月の昭和五九年三月まで存続した)のもつ意義は重要であった。すなわち――、

A 外貨予算制度の機能

① 当時の外貨政策は、外貨の保有量が稀少であったため、なるべく日本経済の発展に必要な物資輸入に限定しようとしていた。このため、製品輸入も行われてはいたものの、できるだけ原材料の輸入にウエイトを置き、工業発展に便ならしめた。

② 景気対策は主として金融・財政政策に依存していた。しかし外貨予算制度もこれを補佐していた。たとえば、引締政策のさいには、外資予算を圧縮ないし繰延べる手段をとった。外貨予算は、半年毎に編成され、物資予算は現通産省の専管事項であり、国会審議を必要としない。外資予算はそれだけ機動的性格をもち、景気対策の手段として即応性をもつことになった。

③ 物資の外資予算には、二通りの組み方があった。一つは外貨割当制であり (F A制と以下略称。Fund Allocation System)、他の一つは自動承認制である。(A A制と以下略称。Automatic Approval System)。

(i) F A制の性格

F A制は、一つ一つの輸入物資ごとに、輸入先地域を指定して、予算枠が決定される。したがって次の性格をもつ。

(イ) 貿易は二国間協定によって行われることが広範囲であった時期には、その均衡を図るのに便であった (但し、実績は均衡に成功しない片貿易のケースが間間みられた)。

(ロ) 外貨予算制度は、産業政策として最も有効に機能する手段の一つであった。例えば、石炭産業をどの程度保護する必要があるかを考慮して、石油の輸入量を決めるとか、あるいは合成繊維の育成を考慮して、原

棉・原毛の輸入量を決定するとかが、それである。

(i) こうして決められた外貨予算枠は、原則として、当該輸入物資を使用する個別メーカーに割当てられる。そのさいの割当基準が産業政策として重要な意味をもつ。石油を例にこれを説明しよう。

① 石油精製能力の拡大が政策的に一義的重要性をもった時期（昭和二六年～二七年）には、精油能力の大小を基準に外貨を割当てた（設備割当基準）。この結果、精油企業は、精油能力の拡大に努め、現にこの実績を挙げた。この前提には石油精製品のうち燃料油にたいする国内需要が旺盛であったという事情が存在する。

② ついで、行政当局が石油企業の販売網の育成が必要と認めた場合には、割当基準を生産実績基準に改めた（昭和二八年～二九年）。なぜなら生産実績を拡大すれば、増産した石油製品を販売しなければならず、このため販売網の拡大が必要となるからである。

③ こうして石油業界の地図が、優劣を反映した形に到達すると、行政当局は、この状態で業界を安定させようと考え、外貨割当基準を輸入実績基準に改めた。すなわち、過去の輸入実績が現在の輸入実績となり、現在のそれが将来のそれになるということ、業界の勢力関係が安定をみることになるからである。

(ii) A A 制の性格

他の一つはA A 制である。これは、多数の輸入品目が一括されて外貨予算のA A 制という区分に計上される。A A 予算の特徴は、輸入が多くなってA A 予算が不足する場合には原則として追加計上されること、および輸入先地域も指定されていないことにある。企業への外貨割当はむろんない。したがってある品目をF A 制品目からA A 制品目に移し替えることがおこなわれたが、これはいわば外貨予算制度の枠内における貿易の自由化であった。

ちなみに、貿易・為替の自由化が一層進行し、外貨予算制度そのものの廃止問題が登場してきたときに、最も懸念されたことは、外貨予算制度のF A制がもつ産業政策的側面（前述）が失われることへの憂慮であった。

(iii) 例外事項

上記の外貨予算制度の機能には、つぎのような例外がある。

(イ) 外貨の割当対象は、前述のように、原則として、メーカーであるが、このかなり大きな例外として、商社への割当がある。例えば、ある原材料を使用するメーカーが多数の中小企業からなる場合には、主要商社に割当てられた。その意味は、たんに割当対象をメーカーから商社に変更するといういわば技術的・事務的処理の問題にとどまらない。というのは、外貨割当を受けようとする多数の中小メーカーが、少数の商社に取引を申込みことになり、できるだけ多くの外貨を得たいという条件のもとでは力関係は商社に有利になりがちになる。そしてこのことが何回も繰返しおこなわれる。このため商社が頂点に立ってそのもとに中小メーカーを系列化する姿があらわれてくる。いわゆる商社系列と称されるものであり、この意味で商社割当は商社育成政策、系列化政策の有力な一つになっていた。

(ロ) F A制には短期の需給調節機能があった。すなわち、行政当局が操業短縮を必要と考え、勧告操短にはいった場合、この操短を遵守しないメーカーにたいして一種の罰則として割当外貨量を削減すると脅かすわけである。現実には削減しなくとも、その可能性のあることが操短遵守につながりやすかった。

(ハ) F A制にはグローバルF A制と称せられるものがあり、これは輸入先地域が指定されていない。だが割当て問題が残る以上、F A制の産業政策としての機能に変わりはない。

(ニ) A A制にも非ドルA A制と称せられるものがあり、これは通常のA A制（即ち、グローバルA A制）よりも輸

第2-13表 1950年代の技術導入件数の推移

(単位 件)

年度	機械	化学	金属・ 同製品	その他	計
1949~50	15	8	1	3	27
1951	50	23	9	19	101
1952	70	16	16	31	133
1953	68	14	8	13	103
1954	43	22	4	13	82
1955	41	17	7	7	72
1949~55	287	100	45	91	518
1956~61	610	256	112	169	1,147

- (注) 1. 技術援助契約件数。
2. 外資導入年鑑編集委員会『外資導入年鑑』1962年版, 299ページ。1966年版, 169ページ。

外国資本、外国技術にたいしては、元本、果実の本国送金を保証するものであった。この結果、技術導入が促進された。その統計計数は第2-13表のとおりである。表中にみるように、技術導入は機械、化学、金属の業種、すなわち重化学工業の業種において最も多い。これ

外為法(昭和二四年公布)による一般的な場合のほか、外資法(昭和二五年公布)による場合がある。

B 技術導入

日本経済の発展にとって、外国技術、とくに米国技術の導入が大きな役割を果たしたことは、あらためて説明するまでもない。技術導入は外為法(昭和二四年公布)による一般的な場合のほか、外資法(昭和二五年公布)による場合がある。

④ まとめを代えて

以上述べたことは、外貨予算制度についてであった。ここで外貨予算制度をやや詳しくとりあげたのは、それじたいが高度経済成長に重要な役割を果たしたこと、および同制度が属する外為法が、外資法とならんで、これまた高度経済成長に大きく寄与したこと、これらの具体的姿をつかんでおきたかったからである。

(イ) 自動FA制(AFA制)なるものがあり、予算枠が不足した場合には、原則として追加計上される。ただし、予算が業者に割当てられる点ではFA制と同様であり、したがってFA制の機能面はもつことになる(前項(イ)参照)。

入先地域が限定されている。

らは先端的技術をもって、日本経済のリーディング・インダストリーとなった。このことは技術導入の当初の一〇年間に（昭和二五年～三五年）、生産の年間平均増加率が製造業の二一%であったのにたいして、技術導入部門では実に七二%という驚異的増産テンポをしめたことにも、現われている（名島太郎編「日本産業読本」、東洋経済新報社、昭和四三年四月刊、一二～一三頁）。

(4) 国際機関への加盟

日本は、IMF⁽²⁴⁾（国際通貨基金）とIBRD⁽²⁵⁾（国際復興開発銀行、通称世界銀行）に、昭和二七年、加盟した。GATT（関税と貿易に関する一般協定⁽²⁶⁾）にはやや遅れて昭和三〇年に加盟した。このとき、日本に対してGATT関係にはいる旨を意志表示した国は、アメリカを含めて二〇か国であり⁽²⁷⁾、反対にGATT第35条⁽²⁸⁾を援用して日本にたいしGATT関係にはいることを拒否した国は、イギリス、フランスをふくめて一四か国であった⁽²⁷⁾。

(24) IMF

一九四四年（昭和一九年）七月に調印されたIMF協定とIBRD協定は、調印地（アメリカ）の名をとってブレトンウッズ協定と称することがある。

IMFの目的

①国際通貨問題に関する協議および協力の機構となる常設機関を通じて、通貨に関する国際協力を促進し、②国際貿易の拡大および均衡のとれた増大を助長し、もって経済政策の第一義的目標である全加盟国の高水準の雇用および実質所得の促進および維持、ならびに生産資源の開発に寄与し、③為替の安定を促進し、加盟国間の秩序ある為替取り決めを維持し、および競争的為替減価を防止し、④加盟国内の經常取引に関する多角的支払い制度の樹立と世界貿易の増大を妨げる外国為替制限の除去を援助し、⑤適当な保障の下に基金の資金を一時的に加盟国に利用させ、こうして国内のおよび国際的繁栄を破壊することなしに国際収支の失調を是正する機会を供することにより加盟国に安心感を与え、⑥①から⑤までの規定に従い、加盟国の国際収支の不均衡の持続期間を短縮し、かつ、その程度を軽減する（基金協定第一条）。

IMF (International Monetary Fund) は、一九四七年三月の業務開始から一九七三年春までの第一次IMF (体制) と、

その後の第二次IMF（体制）に分けることができる。

(1) 第一次IMF体制（一九四七年三月～一九七三年春）の主要特徴。

- ① 米ドルをキーカレンシーとする。
- ② 上記米ドルは、純金一オンス＝三五ドルの価値をもち、かつ現実に交換可能である。
- ③ IMF加盟国は、自国の通貨価値を②の米ドルによって表示する。
- ④ IMF加盟国は、上記に規定された通貨価値に依拠して、加盟国通貨間の交換をおこなう。
- ⑤ 国際収支が悪化する場合には、IMF加盟国はIMFから借入れをすることができ、基礎的不均衡が存在する場合には、平価の変更ができる（adjustable peg）。
- ⑥ 一九七三年春、単一固定相場制がいわば恒常的に崩壊し、米ドルの（イ）金および（ロ）金への交換可能なドル（上記②を参照）への、交換停止があったので、第一次IMF体制は崩壊したといえる。

ここにいたる経緯はつぎのとおり。

一九七一年八月のニクソン米大統領の新経済政策（いわゆるニクソン・ショック）によって、ドルの金への交換性が停止され、変動相場制に移行した。一九七一年二月、いわゆるスミソニアン体制によって、米ドルは金にたいして七・八九％切下げられ、ドル建金価格は一オンス＝三五ドルから一オンス＝三八ドルに上昇した。円は金にたいして七・六六％切上げられ、ドルにたいしては一六・八八％切上げられて、一ドル＝三〇八円となった。現実の対ドル・円レートは、一九七一年第二四半期の三五七円から七三年第三四半期の二六五円まで、九四半期間に九二円の円高幅がみられた。

(2) 第二次IMF体制（一九七三年春以降）の主要特徴。

一九七三年春の第一次IMF体制崩壊ののち、主要先進国は変動相場性に移行した。

もっとも各国の為替相場制度の内容は様々である。大略は第1—14図を参照されたい。

(25) I B R D

I B R D は、International Bank for Reconstruction and Development の略。日本名は国際復興開発銀行といわれるが、通称、世界銀行、世銀ともいう。I B R D 協定は、IMF協定とともに、一九四四年七月に調印され、両者をブレトンウッズ協定とすることがある。I B R D は一九四六年六月より業務を開始した。その目的は加盟国の戦災からの復興のみならず、加盟低開発国の開発にあった。当初は復興の面を重視したが、のちに低開発国の開発援助に力をそそぐようになった。（主な出所は、「体

第2-14図 各国の為替相場制度 (1980年ごろ)



(出所) 日本経済新聞, 1983年5月1日号, (原資料) IMF資料

系金融大辞典」、東洋経済新報社発行、昭和四一年一〇月刊、五五二頁。

(26) GATT

GATT (General Agreement on Tariffs and Trade: 関税と貿易に関する一般協定)。一九四七年結成、一九四八年発効。ガットは、関税その他の貿易障害の実質的な軽減ならびに国際貿易における差別待遇の廃止を目的としている。(主に「体系金融大辞典」、東洋経済新報社、昭和四一年一〇月刊より引用)。

(27) (出所) 日本貿易研究会編「通商産業省通省局監修・戦後日本の貿易二〇年史」、五四四頁。発行所・通商産業調査会、発売元・丸善株式会社、昭和四二年三月刊。

(28) GATT第三五条

GATT第三五条は、GATT締約国が他の締約国にたいして、GATT(協定)の不適用を決定できることを規定している。すなわち、同第三五条とはつきのとおりである。

第三五条 特定締約国間における協定の不適用

1 この協定又はこの協定の第二条の規定は、次の場合には、いずれかの締約国と他のいずれかの締約国との間には適用されないものとする。

(a) 両締約国が相互間の関税交渉を開始しておらず、かつ、

(b) 両締約国の一方が締約国となる時にそのいずれかの締約国がその適用に同意しない場合

2 締約国団は、締約国の要請を受けたときは、特定の場合におけるこの条の規定の運用を検討し、及び適当な勧告をすることができる。

日本がGATTに加盟する(昭和三〇年)さい、日本にこの第三五条を適用して、日本とのGATT関係を拒否した国がイギリス、フランスなどをふくめて一四か国あった。これら諸国はGATTのなかで大きな地位をしめていただけに重要だった。すなわち、日本はこれら諸国にたいしては、事実上、GATTにはいれなかったことと同様になった。

(Ⅲ) 経済復興

戦後経済は、敗戦時の荒廃からはじまる。荒廃の一側面として、すさんだ生活内容が折にふれ語られる。それは部分的、情緒的であるにしても、全体の真実に近いといえるかもしれない。

とはいえ、敗戦時の経済的基本条件を確認するには、総体的な統計に依存せざるをえない。

(1) 敗戦時の経済的基本条件

① 国富の四割被害

経済安定本部の「我国経済の戦争被害」(昭和二十三年二月二日)によると、国富の被害は敗戦時価格でつぎのよう
に見積られている。なおいま少し詳細な内容を注29にしめた。

(イ) 直接被害……四九七億円(うち生産財四七%、消費財五三%)

(ロ) 間接被害……約五〇〇億円

(ハ) 終戦時の資産的国害推計額……約二六〇〇億円

(ニ) ちなみに右の(イ)+(ロ)を(ハ)で除すと、約四割になる。

② 軍需市場、植民地市場、勢力圏市場(中国、南方諸島等)の一举喪失

③ 甚大な打撃をうけた企業

④ 膨大な失業者

⑤ 工業生産の低水準

(i) 残存した生産能力

敗戦時の工業生産能力は、多くの人にとってあるいは意外と思われるかもしれないほど、多く残っていたことは、前述した(一)―(ii)―(3)。

第3-15表 敗戦年の生産（製造業）

生産指数基準年	昭和6～8年	7～11年	9～11年	30年=100	10年=100	12年
	=100 (東洋経済調)	=100 (GHQ調)	=100 (安本調)	(通産省調)	(国民経済 研究協会 調)	=100 (日銀調)
a 昭和10年指数	155.2	111.3	99.1	61.1	100.0	
ピーク時の指数 (参考)	195.9 (S.14年)	226.6 (19年)	182.1 (19年)	101.2 (19年)	181.5 (19年)	124 (19年)
b 昭和20年指数	15.5	88.8	59.1	42.9	38.1	53
b/a	10% (20年8月は7.0%)	80%	60%	70%	38.1%	

また主要物資の生産能力についても敗戦直後に(財)国民経済研究協会が調査したところによると、前掲第1―2表のとおりである。同表はつぎのことをしめす。

(a) 生産能力がピークに達した年は、重化学工業では昭和一五―一九年であり、軽工業のピーク昭和一二―一六年にくらべると、重化学工業で能力増のための生産努力が後年までつづけられたことが知れる。このことが一因となって敗戦時にはかなり多くの重化学工業の生産設備が遺産として残された(前掲第1―2表のB/A欄参照)。このことは、アメリカ軍の爆撃が重化学工場に向けられていたであろうとのいわば常識と一致しがたい。

(b) 軽工業設備の遺産が少ないのは、その多くが戦中に「不要不急」視されたこと、またこれらを鋳潰して軍用品を生産したためである。

(c) ただし、右の工業設備の内容が、かなり疲弊していたものと考えられることは前述した。

(ii) 低迷の生産状況

敗戦時の生産については、当時の生産指数によって知られるが、実はさまざまな生産指数が存在し、判定が難しい。すなわち、第3―15表にみるように、昭和一〇年の製造業生産指数にくらべて、昭和二〇年のそれは、東洋経済社調の一〇%からGHQ調の八〇%までに分布している。また通産省調では七〇%、安本調では六〇%となっている。しかし仮にこれらの数字に真が掛けると仮定しても、昭和一〇年の

いわば正常な生産状況が、昭和二〇年には戦前比六〇〜八〇%の水準にそのまま縮小して引継がれているとは、考え難い。六〇〜八〇%の生産内容は、例えば相互の関連性が大幅に乱れているとか、不正常な、混乱した内容になっているものと考えられるからである。

(29) 大戦による物的被害が「国富の四割に達した」とする内訳はつぎのとおり。

経済安定本部発表の「我国経済の戦争被害」(昭和二十三年二月一日)によると、被害額は終戦時価格でつぎのとおりである。

(イ) 直接被害

私有財	四二六億円
公有財	七一億円
合計	四九七億円

右合計額の構成比はつぎのとおり。

生産財	四六・八%
うち生産品	一四%
船舶	一三%
機械	九・五%
他	一〇・三%
消費財	五三・二%
うち住宅等	三〇%
家財	一九%
生産品	二%
他	二・二%

(ロ) 間接被害

間接被害は約五〇〇億円と見積られている。その主な項目はつぎのとおり。

(a) 疎開による家屋のとりこわし

(b) 軍需転換による平和産業の設備解体

(c) 戦時中の維持不良による国内資本の喰潰し

(イ) 終戦時の資産的国富推計額（戦争被害がなかったと仮定した場合の計数である——名島）約二六〇〇億円

$$\frac{(Y)+(D)}{(Y)} = \frac{497 \text{ 億円} + 500 \text{ 億円}}{2600 \text{ 億円}} \approx 4 \text{ 割}$$

(2) 傾斜生産方式の意味

敗戦直後の低水準生産（前述）にたいして、なんとか回復の手懸りを得ようとして登場したのが、昭和二十三年一月から発足する傾斜生産方式である。

つぎに傾斜生産方式に移行する直前の経済状況をのべたのち、同方式の主な内容と背景について述べることにしよう。

① 傾斜生産方式に移行する直前（昭和二十二年）の経済状況

(イ) ニ・一ストなど

昭和二十二年という年は、政治的事件としては官公労によるニ・一ゼネストの中止、主食供出に警察力を動員するという全国警察部長会議での強権的決定などがあり、また発足直後の片山内閣が「経済緊急対策」（昭和二十二年六月九日決定——注30）を発表したが、そのなかで最初に強調されていることが食糧の確保であった。

(ロ) 疲弊した経済

経済安定本部が昭和二十二年七月四日に発表した「経済実相報告書」（いわゆる第一回経済白書）は、「国も赤字、企業も赤字、家計も赤字」という有名な分析結果をしめし、疲弊した経済の存在を主張した。

なお、この「経済実相報告書」の総説の執筆者は、片山社会党内閣の経済安定本部・総合調整副本部長であっ

第3-16表 昭和23年度の生産計画遂行状況

品目	昭和23年度実績	計遂行率	対前年度増産率
石炭	34,776	96.6%	18.6%
電力	36,312	115.0	19.6
普通鉄	850	93.6	189.5
普通鋼	1,229	102.4	116.3
電気銅	60	117.8	50.0
ソーダ灰	88	110.3	95.6
酸性ソーダ	125	113.3	155.1
硫酸	2,091	93.9	30.9
硫酸安	1,018	100.8	37.8
セメント	2,143	113.0	67.0
板ガラス	1,879	102.7	51.9
綿糸	282,171	66.5	9.6
人絹糸	43,292	94.1	119.0
一般洋紙	371	94.9	60.6

(注) 1 原出典は商工省調査『主要物資生産実績速報』より集計(経企庁『経済安定本部史』より再引用)。
 2 単位は1,000トン、ただし電力は100kWh、板ガラス1,000箱、綿糸と人絹糸は1,000ポンド、一般洋紙は100ポンド。

- ていた。つまり、占領政策は、日本の旧社会・政治・経済体制の破壊に重点がおかれていたのである。
- (b) インフレーションのために、物資の仕入れから販売までの期間をできるだけ短縮する努力が払われたので、生産への努力がそれだけ弱められた。
- (c) 日本に存在する工業用原材料の量が過少であったこと。

② 傾斜生産方式の内容

生産復興のためには、自前の唯一のエネルギーである石炭を増産する必要があったが、石炭増産のためには、生産用資材の不足、とくに鉄鋼の不足がネックとなった。そこで石炭と鉄鋼を超重点産業とし、これらを相互投入する増産方式がとられた。これが傾斜生産方式と名づけられた。この方式は昭和二二年には不首尾であったが、翌二

た都留重人氏である(したがって第一回白書は都留白書ともいう)。各論には大来佐武郎氏らが執筆している。⁽³¹⁾

(イ) 低生産水準の理由

敗戦直後の低生産水準の理由(老朽化していたが、生産能力は十二分に存在していた——(一)——(II)——(3)に既述)はつぎのようである。

- (a) アメリカの占領政策は、その初期には、日本の非軍事化、民主化に集中し、賠償についてもきびしく取立てる方針をしめし

三年には成功した(第3—16表)。そしてこの方式が成功するにつれて、順次、他産業にも石炭、鉄鋼を投入していった。こうして傾斜生産方式は、拡大再生産の端緒をつくりだすことができ、次の集中生産方式に引き継がれた。

③ 傾斜生産方式の矛盾

(A) 傾斜生産方式により、生産の量的復興は進んだが、生産設備の近代化はほとんど進まなかった。

その理由――、

- (a) 残存設備が多く、かつこれらの補修で生産能力の増加が可能であったこと、
- (b) 割当資材を受けて、これを製品化すれば、需要があり、かつ販売競争が乏しい条件のもとでは、設備の近代化に努力する必要がなかったこと、

(c) 生産コストが高くて、価格差補給金が受けられたので、コスト・ダウンの圧力は弱かったこと。

(B) インフレーションが進行した(第3—17表)。

増産はできたが、増産によるインフレ克服という狙いには失敗した。復興金融金庫の資金や、価格差補給金等の補助金が、大量に放出されたからである。

(C) また激しいインフレーションのもとでは、単一固定レートが設定難であり、たとえ強行設定したとしても、その維持は困難である。そうなれば、日本経済は世界経済と結合できず、不安定で孤立した経済国家にならざるをえない。

傾斜生産方式は右のような矛盾をもったが、なにかんづく増産がインフレーションと二人三脚で進行したことは、インフレは増産によって克服できるとの当時の期待を裏切った。はげしいインフレの克服は、ドッジ・ラインを待たねばならなかった(第3—17表)。

第3-17表 戦後物価の変化分の比率推移

	戦後インフレ期		ドッジ・ライン期
	昭和22.3 ~23.3	昭和23.3 ~24.3	昭和24.3 ~25.3
実効物価			
{生産材	130%	99%	18%
{消費材	128	50	△10
公認物価(卸売)			
{生産材	247	111	24
{消費材	357	133	7
平均	252	122	15
ヤミ物価			
{生産材	161	4	△32
{消費材	113	22	△33

- (備考) ① 「実効物価、生産財」は全国対象で日銀調に基く。
 ② 「実効物価、消費財」は昭和23年を基準とした総理府統計局調「消費者物価指数」(東京都)を昭9~11年基準に換算した23年の倍率(156倍、経済安定本部算出)によってリンクした。
 ③ 「公認物価」(卸売)は東京都のもので日銀調にもとづき、公定価格のあるものは同価格により、ないものは自由価格による。
 ④ 「ヤミ物価」は東京都対象で日銀調に基き、公定価格なきものは自由価格による。
 ⑤ △印は減。
 ⑥ 経済安定本部調

(出所) 経企庁「戦後経済史」(総観編), 290頁

(注) 「戦後インフレ期」, 「ドッジ・ライン期」は名島追加。

ただしドッジ・ラインはインフレ克服のみを役割としていたのではない。それは戦後経済の再建と成長に寄与するという、より大きな広い役割を果たした。つぎにそれを述べよう。

(30) 片山内閣の「経済緊急対策」について

- (イ) 同対策は昭和二十二年六月九日に決定された。
- (ロ) 同対策の骨子はつぎのとおりである。

閣議：経済緊急対策(骨子)

(二二・六・九決定)

前文

国家の財政は赤字をつづけ、産業も又赤字をつづけている。国民生活においてもまた同様であり、このような状態はながつづきするものではない。産業は衰え悪性インフレは停止するところを知らない。しかし危機突破には新奇の案があるわけではなく、要は実行にかかっている。非常事態克服のため、国民の耐乏と協力と血と汗の努力を要せねばならない。耐乏のなかにあっても真面目に働く勤労者に幾分でも将来の希望を持たせねばならない、政府はこのため財政の絶対的健全主義を堅持して悪性インフレを防止し、生産を増強する一方、勤労者の生活を維持するためにヤミ経済の撲滅をはかり、生活必需物資の確保に大きな努力を傾ける。

緊急政策

一 食糧の確保

麦、馬鈴しょの政府買上価格を改訂する。

農民と都会地の住民との縁故関係を活用し、小包米の制度を認める。

生鮮食料品については、新統制方式によって統制も強化する。

料理店、飲食店の取締を嚴重にする。

都会地における家庭菜園を一層徹底する。

二 配給確保

切符割当、配給の決定にはその審査を正確公明にし、官僚の独善的統制の弊をなくす。

端境期には主食を米に依存しがたいので、供米を一層促進し、政府保有米の増加をはかる。

三 物価対策

勤労者の生計費と公定価格との適正をはかるため、給与審議会を急速につくり、物価と賃金との安定に努力する。
ヤミ取締を嚴重にし、とくに大口ヤミブローカーの摘発に重点をおく。

四 生産対策

石炭三〇〇万トン達成のために生活必需品の配給を確保し、勤労意欲を高揚する。
経済復興会議との密^{マツ}緊な連絡をとる。

科学技術の結集に努力する。

五 財政金融対策

財政は絶対的に健全財政主義を堅持する。

このため今年度予算に再検討を加え歳出の繰延べできるものは繰りのべ、徹底的に国費の節約をはかる。
補助金制度を検討する。

産業資金の融資と産業の重点主義を勘案し、そのため金融統制を強化する。

貯蓄運動を推進する。

六 雇用、労働対策

失業者に対しては、失業救済制度を創設する。

七 貿易対策

今後の日本の産業の構造と貿易関係は、東洋諸国の復興に寄与することを基本的な線とする。

このため、貿易計画は国内の物資需給計画と総合的に関連して考慮する。

当面の貿易再開に当っては、主としてアメリカ向輸出の増加に努めるが、そのためには、内地の消費を相当縮めて輸出の振興に向ける。

八 中小企業対策

以上の諸施策の実施を効果あらしめるために協同組合の組織を拡充し、中小企業の協同施設を中心とする産業の振興に努める。

(経済企画庁、戦後経済史・経済安定本部史)

(出所) 「資料、戦後二十年史、2、経済」、日本評論社、一九六六年九月刊、四七頁

(31) (出所) 日本経済新聞社編「日経社説に見る戦後経済の歩み」、昭和六〇年一〇月刊、五二頁。

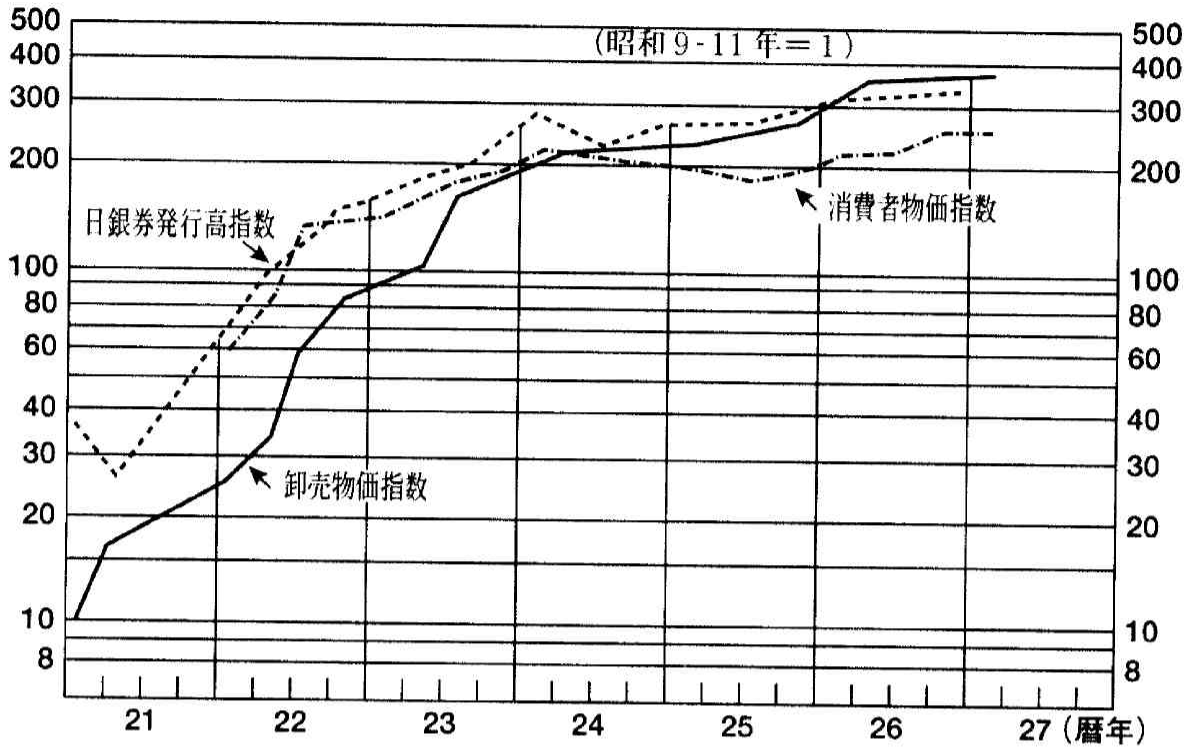
(3) ドッジ・ラインの意味

(イ) ドッジ・ラインの見取図の概観

ドッジ・ラインの狙いは、国際的に通用する国内価格をつくりあげるために、安定した通貨価値のうえに、単一為替レートを設定することにあった。そのためにはまず足元のインフレーションを徹底的に鎮圧する必要があった(第3-18図)。昭和二四年度から二五年度前半にかけての経済政策の推進過程は、通称、ドッジ・ラインと呼ばれた。だがインフレ鎮圧は、ドッジ・ラインの唯一の狙いではなかった。

ちなみに、ドッジは、米国デトロイト銀行頭取で、GHQの経済九原則指令を実施するため(注32、33、34)、昭和二四年二月にGHQ財政金融顧問として来日した。日本経済の自立と安定のためには米国援助と国内補給金の「二本の

第3-18図 戦後におけるインフレーションの推移



(備考) 1 卸売物価指数は「日銀東京都卸売物価指数」、消費者物価指数は「消費者物価指数」(東京都)による。
 2 (出所): 経企庁「資料・経済白書25年」, 8頁。経企庁調査局編, 昭和47年3月刊。

竹馬の脚」を切り取らねばならない、と述べたことで知られている。

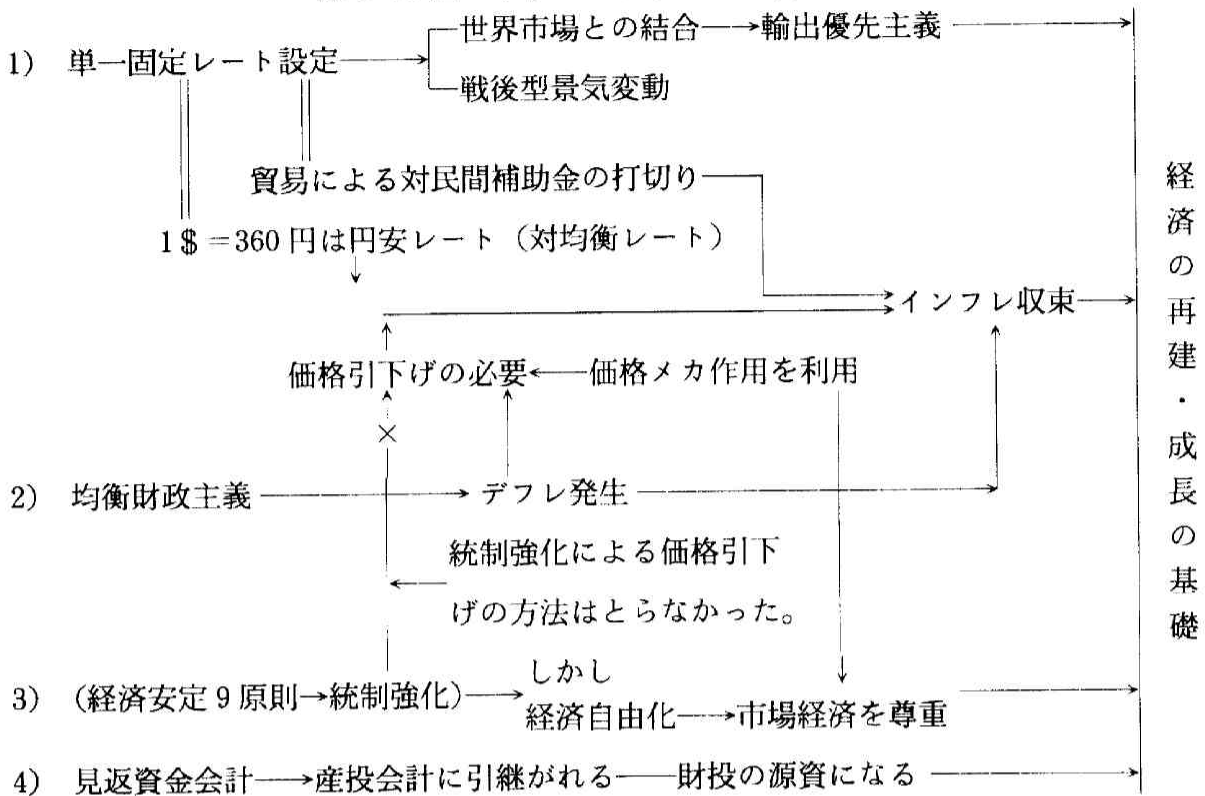
さて、ドッジ・ライン全体の柱を、見取図の形にとりまとめてみれば、第3-19図のごとくである。

(32)

GHQの経済9原則指令(昭和三年二月一八日)にみる9原則内容

- (1) 極力経費の節減をはかり、また必要であり、かつ適当なりと考えられる手段を最大限度に講じて真に総予算の均衡をはかること。
- (2) 徴税計画を促進強化し、脱税者に対する刑事訴追を迅速広範囲かつ強力に行うこと。
- (3) 信用の拡張は日本の経済復興に寄与するための計画に対するほかは嚴重制限されていることを保障すること。
- (4) 資金安定実現のため効果的な計画を立てること。
- (5) 現在の物価統制を強化し、必要の場合はその範囲を拡張すること。
- (6) 外国貿易統制事務を改善し、また現在の外国為替統制を強化し、これらの機能を日本側機関に引継いで差支えなきにいたるよう意を用いること。
- (7) とくに出来るだけ輸出を増加する見地より現在の資材割当配給制度を一そう効果的に行うこと。

第3-19図 ドッジ・ラインの見取図



経済の再建・成長の基礎

(8) 一切の重要国産原料、および製品の増加をはかること。
 (9) 食糧集荷計画を一そう効果的に行うこと。

以上の計画は単一為替レートの設定を早期に実現させる途を開くためにはぜひとも実施されねばならぬものである。

1) 出所：有沢広巳、稲葉秀三編、「資料・戦後二十年史、2 経済」、68頁。一九六六年九月発行、日本評論社。

2) 抜粋

(33) ドッジ公使の9原則実行に関する声明(昭和二十四年三月七日) インフレと安定

真の安定と進歩とは国家的諸問題を健全な財政通貨政策で処理することに立脚しなければならない。有効な安定をもたらすためには財政政策の基本的手段としての政府予算と総ての政策決定とを関連させることが必要である。インフレのセンを閉めるのも政府、これを開放するのも政府である。補給金、投資その他の一般費目から支出を削ることは政府にとって生易しいことではない。にもかかわらずやらねばならぬし、いい加減の決定のままにしては置けない。政府支出は租税による収入源を限度としなければならぬ。

1) 出所：注32に同じ、70頁

2) 抜粋

(34) ドッジ公使の昭和二十四年度予算案に関する声明(均衡財政主義)(昭和二十四年四月一五日)

総論

均衡予算の確立と実施は経済安定9原則の第一の要件である。

だからそれは各政党や各個人にとって無条件の義務であり各党の政綱の重点をなすものでなければならぬ。それは日本の国家的な問題であり政党の問題ではない。日本の経済的再建をさらに進めてゆく上の強固な土台をすえるためにも、また日本経済の利益を目的として与えられる米国の経費を有効に使用するためにも、それは根本的には必要なことである。

1) 出所：注32に同じ、71頁

2) 抜粋

(ロ) ドッジ・ラインの見取図の説明

見取図(第3—19図)のそれぞれの柱をつぎに説明しておこう。これらの柱は、同図右端にみるように、すべて日本経済の再建と成長の基礎としてその役割を果している。

(A) 単一固定為替レートの設定

これによって、(a)世界市場との結合のための条件をつくったこと、そのさい貿易尻をできるだけバランスに近づけるために輸出優先主義を採用したこと、(b)ドッジ・ライン以降、国際収支が赤字基調になったときにも、為替レートを変更せずに可能な限り固定レートを維持したので(adjustable peg)、国際収支赤字↓引締め政策↓不況↓国際収支好転↓引締め緩和・高成長政策への復帰↓高成長経済という戦後景気変動のパターンが実現したこと、(c)ドッジ・ライン以前では、輸出品については政府が民間から高く買上げ、これを安く輸出していたし、輸入品については政府は輸入価格よりも安く民間に払下げていた。このシステムは一つには政府が民間に貿易を通じて補助金を支出していたことを意味し(第3—20表)、いま一つには複数レート制であったことを意味した。したがって単一レートの設定は、これら補助金を一挙に消滅させることになったので、それじたい経済界にデフレ的インパクトを与えたため、ドッジ・ラインの一目標であるインフレ収束に寄与することになった。

(B) 三六〇円は円安レート

第3-20表 戦後の価格調整補給金支出の推移

(単位：100万円)

	昭和21年度	22	23	24	25	26	昭和21～26年度累計額
石炭	2,531	9,957	18,119	21,664	865	0	53,126
鉄鋼	0	3,873	21,372	46,375	22,202	162	93,984
非鉄金属	0	808	2,232	1,803	0	0	4,843
肥料	0	1,815	10,470	25,625	10,943	793	49,646
ソダ	0	159	1,433	2,450	764	0	4,806
(安定帯物資計)	2,531	16,612	53,626	97,917	34,774	955	206,415
食糧	6,480	5,540	500	0	0	0	12,523
その他	0	356	8,376	0	0	0	8,729
輸入補給金	0	0	0	72,296	25,387	29,306	126,989
合計(A)	9,011	22,511	62,499	170,213	60,161	30,261	354,656
一般会計歳出決算総額(B)	115,207	205,841	461,974	699,448	633,295	749,838	—
A/B (%)	7.8	10.9	13.5	24.3	9.5	4.6	—

(備考) 経済安定本部物価局「物価要覧」による。

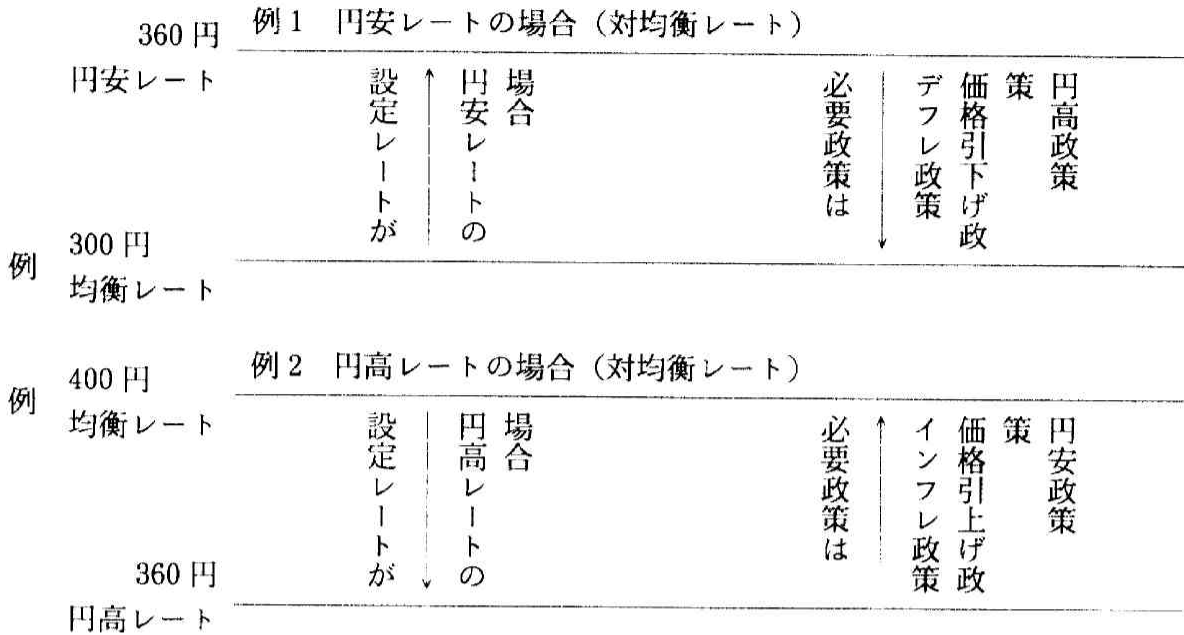
出所：経企庁編「現代日本経済の展開—経済企画庁30年史」, 42頁, 昭和51年8月刊。

ドッジ・ラインで決定された一ドル＝二六〇円のレートは、当時に想定される均衡レートにたいして円安レートであったと考えられる(第3-21図、同注)。したがってこの差額の円安幅の分だけ均衡レートに近づける必要があった。そのための政策がデフレ政策であった。

(C) 均衡財政主義

デフレ政策のための主要な手段は均衡財政主義であった。第3-22表にみるように、一般会計、特別会計、政府関係機関会計を純計した総合予算収支尻は、昭和三三年度までは例外なく赤字であった。それが、ドッジ・ライン予算である昭和二四年度予算では一五〇億円の黒字に逆転した。しかもこの黒字のうち約一三〇億円で過去の国家債務(既発国債、復興金融庫債など)の償還に充当された。したがってドッジ・ラインは超均衡予算であり、それだけデフレ効果はきびしいものとなるはずであった。しかし昭和二四年度より金融面から緩和政策が行われたので

第3-21図 ドッジ・ライン時の1ドル=360円の性格(注)



注 ドッジ・ライン時の1ドル=360円の性格を考えるさい、ある均衡レートを想定して、このレートにたいして360円レートが円安レートの場合、あるいは円高レートの場合を想定し、そのそれぞれの場合に必要な経済政策を想定した。この想定からもドッジ・ライン時に設定された360円レートは円安レートであったと考えられる。

第3-22表 昭和21~24年度総合予算収支表

(単位 億円)

		昭和21年度	22年度	23年度	24年度
入	歳 一般会計	1,191	2,143	4,731	7,049
	歳 特別会計	2,703	4,800	11,975	25,050
	歳 政府関係機関	—	—	—	13,140
	入 合計	3,899	6,942	16,707	45,240
	入 純計	1,253	3,699	9,273	25,362
出	歳 一般会計	1,191	2,143	4,731	7,046
	歳 特別会計	2,685	4,812	11,969	24,769
	歳 政府関係機関	—	—	—	13,140
	出 合計	3,876	6,954	16,701	44,957
	出 純計	2,148	4,203	10,161	23,795
純計差引		△ 893 (△ 923)	△ 509 (△ 1,039)	△ 887 (△ 1,419)	1,569

- (備考) 1 「純計差引」の△印は歳出超過
 2 カッコ内は復金債を公債に含めた場合で、24年度は復金債を含む。
 3 出所：第3-20表に同じ、56頁

第3-23表 戦後経済統制の推移

	戦後最も多かった時期	昭和24.4	25.4	26.3	27.3
指定生産資材の項目数	昭和21年2月 252	233	49	24 (4)	7
指定配給物資の項目数	昭和22年2月 64	57	16	8	6
価格統制件数	24年3月 2,129	2,128	531	327	148
統制公団数	23年3月 15	12	7	0	0

(備考) 1) 第4～5次経済白書および経済安定本部史による。カッコ内は統制休止中のもので内数。

2) 価格統制件数は大分類(告示数)である。

3) 直接の出所は、経済企画庁編「現代日本経済の展開—経済企画庁30年史」、大蔵省印刷局、昭和51年8月刊、60頁。

二四年度の財政資金の対民間収支は約九〇〇億円の揚超であったが、このうち約八〇〇億円は日銀から民間に再放出された。財政面からくる資金ショートをかなり緩めた。つまり激しいデフレを避けながら、インフレを抑えようとした当時の財政・金融政策は、一括してデイス・インフレーション政策といわれた⁽³⁵⁾。

なお、このときの均衡財政主義は、その後昭和四〇年代の国債発行期にいたるまで、一般会計にかんしては長く予算編成の原則となった。

(35) 「(3)ドッジ・ラインの計数は経企庁編「現代日本経済の展開—経済企画庁三〇年史」、五四～五五頁、五八頁。昭和五二年八月、大蔵省印刷局。

(D) 経済自由化

前述のように、ドッジはGHQの経済九原則実施のために来日した。そして経済九原則は、経済諸分野における統制の強化を指令していた(前出注32参照)。

しかるにドッジ・ライン期に当る昭和二四年度初めから同二五年度初めにいたる期間に、経済統制は、その件数においても、また統制公団数においても、第3-23表にみるように、大幅に縮小した。すなわち、同期間に、「物資統制件数は生産資材が五分の一、消費財が四分の一に減少し、価格統制件数も五分の一に縮減した。また統制公団も、二四年度中に石油

配給公団、配炭公団、食料品配給公団、酒類配給公団、食糧貿易公団、原材料貿易公団の五公団^マが相次いで解散する過程をたどった。」（現代日本経済の展開、経済企画庁三〇年史、経企庁編、大蔵省印刷局、昭和五一年八月刊、五九頁）。

(E) 見返り資金特計の創設

昭和二四年度財政において、「米国対日援助見返り資金特別会計」が創設された。創設の理由は、一つには、戦後における米国の対日援助の額を明確化することであり、このために対日援助物資の売上げ代金をこの会計に集めたこと、他の一つは、この会計に集った資金を、復金債の償還、経済復興、輸出促進に充当することにあった。ちなみに、後に、対日援助分の返還が米国より提案され、全額ではないが、返還することになった。

なお、見返り資金特計は、産業投資特計に引継がれ、財政投融资の原資の一つになった。

(F) むすび

以上がドッジ・ラインの柱とその意味づけであるが、ここで一部くり返しをおそれず、再度強調しておきたいことがある。

それは、市場メカニズムについてである。すなわち、三六〇円レートは円安レート（対均衡レート）であり、したがってデフレ政策を必要としたこと、また緊縮財政政策はいうまでもなくデフレ効果を狙うものであった。この二つは、価格についていえば、価格引下げを必要とした。だが実際の価格引下げには、政策的な力量があったとはいえず、少なからぬ力が市場メカニズムによって生じている点が重要である。市場メカニズムの作用の促進、それはドッジ・ラインの経済自由化政策に対応するものであった。

(4) 朝鮮戦争の影響

一般に戦争の影響下にある経済は、しばしば統制の強化につながりやすい傾向をもつが、朝鮮戦争の期間について

は、前項(3)―(ロ)―(D)でのべたように、経済自由化がなお進行した(前掲第3―23表)。

まず朝鮮戦争の主要経緯を日誌風に確認しておこう。

昭和二五年六月 朝鮮戦争勃発

二五年七月 米軍、国連軍として介入するも、米韓軍、釜山付近まで追詰められる

二五年九月 米軍、仁川に奇襲上陸

二五年十一月 米軍、中国国境に到着。中国軍、義勇軍の名で参戦

二六年六月 戦線は三八度線で膠着したが、戦争は二八年まで継続

二六年七月 休戦会談の開始

二八年七月 休戦協定の調印

なお、この間、日本についていえば、昭和二五年七月には自衛隊の前身である警察予備隊を創設するようマッカーサー総司令官が日本政府に事実上の指令をおこない、翌月の八月には早くもこれが創設された。また二六年九月には、日本はサンフランシスコ講和会議で、講和条約と日米安全保障条約に調印している。

朝鮮戦争ブームをもたらしたものは、いうまでもなく朝鮮戦争そのものの影響だが、このほかに世界景気の拡大による日本輸出の増加がある。ただ世界景気の拡大も、たぶん朝鮮戦争の影響をうけた軍拡景気の様相を呈していた。この意味では当時の日本景気の拡大を朝鮮戦争の影響とみることができる。

朝鮮戦争の日本経済への主な影響として、①経済規模の拡大、②特需の発生と輸出の急増、③インフレーションがある。つぎにこの三つをみよう。

① 日本経済の規模拡大

第3-24表 戦前比にみる朝鮮戦争の影響

	昭和 9~11年	25年	26年	27年	
実質国民所得 { 実額 (億円) (9~11年価格)	144	141	153	174	
指数	100	98	106	120	
輸出 {	数量指数	100	30	31	31
	金額指数	100	87	144	135
	単価指数	100	350	459	431
輸入 {	数量指数	100	33	48	54
	金額指数	100	99	209	207
	単価指数	100	303	432	382
輸出の対国民所得比 (%)	22.3	8.9	11.2	9.0	
輸入の対国民所得比 (%)	22.8	10.4	16.9	14.3	
経常収支尻 (※印は億円, 他は億ドル)	※1.2	4.8	3.3	2.3	
特需 (億ドル)		1.9	2.5	3.1	
生産指数	100	88	119	132	
卸売物価指数	1	267	343	849	

注1 出典は「ダイヤモンド経済統計年鑑」, 1954年版 (ダイヤモンド社, 昭和29年6月刊)

2 次の3の頁数は同上書の頁数をしめす。

3 実質国民所得 (経審調) は14頁, 輸出・入と同対国民所得比 (経審および大蔵省調) は59頁, 経常収支尻 (大蔵省および日銀調) は76-77頁, 特需 (米大使館調) は74頁, 生産指数 (経審調) は25頁, 卸売物価指数 (日銀調) は3頁。

4 経常収支尻: 昭和9~11年は貿易・貿易外・金の収支尻合計額で単位は億円, 大蔵省調, 昭和25年は大蔵省調, 昭和26年, 27年は日銀調, 25年以降の単位は億ドル。

以上の出所は「完結・昭和国勢総覧」, 第2巻, 191頁。東洋経済新報社, 1991年2月刊。

第3-24表は、主として朝鮮戦争の影響によって、日本経済の規模が拡大した姿を戦前比でみようとしたものである。同表によれば、

実質国民所得は、戦争の影響を六カ月間受けた昭和二五年時点（一四一億円）で、ほぼ戦前（一四四億円）近くの水準にまで回復していた。したがって、しばしば世上、朝鮮戦争の影響によって一挙に戦前水準を突破したとされるのは、ややオーバーな表現である。しかし昭和二七年の実質国民所得は一七四億円に達し（昭和九一一年価格）、戦前比二割強も拡大している。生産指数は、昭和二六年に戦前水準を突破し、二七年には三割強上回ったことは、朝鮮戦争をバネにした拡大といえよう。

こうした国民所得や生産の急増にと

第3-25表 国内総生産の構成比の長期推移 (%)

暦年	昭9～11年	昭21年	昭25年	昭30年	昭35年	昭40年
第一次産業	19.8	38.8	26.0	23.0	15.1	11.7
第二次産業	30.8	26.3	31.8	30.5	38.3	35.8
第三次産業	49.4	34.9	42.3	46.9	47.1	52.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

暦年	昭45年	昭50年	昭55年	昭60年	平2年	平4年
第一次産業	6.1	5.5	3.7	3.2	2.5	2.2
第二次産業	44.5	40.4	39.2	37.7	39.3	38.3
第三次産業	49.4	54.1	57.1	59.1	58.2	59.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- 注 1) 昭和9～11年は経企庁「経済要覧」, 昭和35年追補版, 昭和35年1月刊, 24～25頁。
 2) 昭和21年は「ダイヤモンド経済統計年鑑」, ダイヤモンド社, 昭和29年6月刊, 17頁。
 3) 昭和25年, 30年, 35年は経企庁「経済要覧」, 昭和40年版, 24～25頁。
 4) 昭和40年は, 同上, 昭和44年版, 68～69頁。
 5) 昭和45年, 50年, 55年, 60年, 平成2年, 平成4年は同上, 平成6年版, 60～61頁。
 6) 第一次産業とは農林水産業, 第二次産業とは鉱工業, 建設業, 第三次産業とはそれら以外の産業。
 7) 但し合計が必ずしも100にならない年があるのは, 他に「海外からの純所得」があるためである。

もない、昭和二〇年代後半の五年間の産業構造もか
 なるの変化をしめした。ただし、第3—25表にみる
 ように、その前後それぞれの五年間の変化にくらべ
 れば、変化のていどは少ないように思える。これは、
 ①第二～三次産業にたいする農業の相対的立遅れが
 みられたものの、林業や水産業が支えたこと、②第
 二次産業の製造業において産業合理化がすすみ、こ
 のなかで弱体企業の整理がおこなわれたことのため
 であろう。なお同期間に第三次産業のかなりの比重
 増大がみられたが、ここには金融保険、不動産業や
 公益事業のいちじるしい上昇がみられた。

② 特需の発生と輸出の急増

特需と輸出関連の統計を第3—26表にかかげた。
 特需は当時の日本経済に大きな影響をあたえたが、
 その内容を同表から読みとれば、次のとおりであ
 る。

(i) 特需が朝鮮戦争の発生にともなうものである以
 上、その終結とともに特需もまた終了すると、当

第3-26表 特需の位置

(単位, 億ドル)

暦年	輸出 A	特需 B	総合収支 C	B/A %	C-B
昭和26年	13.5	5.9	3.7	43.7	△ 2.2
27	12.9	6.8	1.9	52.7	△ 4.9
28	12.6	8.1	△ 3.8	64.3	△ 11.9
29	16.1	5.4	0	33.5	△ 5.4
30	20.1	4.7	2.9	23.4	△ 1.8
31	24.8	4.7	0	19.0	△ 4.7
32	28.5	4.1	△ 5.0	14.4	△ 9.1
33	28.7	3.7	3.9	12.9	2.0
34	34.1	3.4	1.4	10.0	△ 2.0
35	39.8	3.9	1.1	9.8	△ 2.8
36	41.5	3.7	△ 9.5	8.9	△ 13.2
37	48.6	3.7	2.4	7.6	△ 1.3
38	53.9	3.5	△ 1.6	6.5	△ 5.1
39	67.0	3.2	△ 1.3	4.8	△ 4.5
40	83.3	3.2	4.0	3.8	0.8
41	96.4	4.7	3.4	4.8	△ 1.3
42	102.3	5.1	△ 5.7	5.0	△ 10.8
43	127.5	5.8	11.0	4.5	5.2
44	156.8	6.4	22.8	4.1	16.4
45	189.7	6.6	13.7	3.5	7.1

注1 出所：総務庁統計局「日本長期統計総覧」, 第2巻, 100~101頁

2 原資料は日銀「国際収支統計月報」

3 特別収入は通産省調(外為統計の数字とほぼ同じ)

初、考えられていた。しかし事實は、年間四〜七億ドルの規模の特需が昭和四〇年代中頃までつづいている。

(ii)特需のこの絶対額は、昭和二〇年代、三〇年代の国際収支の年間総合収支がしばしば赤字であったり、または黒字であっても一〜四億ドルのわずかな黒字であったりしているところからみて、国際収支上、大きな役割をはたしていたことになる。仮に特需がなかったとしたら、第3-26表の最右欄(C-B)にみるように、国際収支は毎年赤字になってしまう。このような姿では昭和二〇、三〇年代ほどの高度経済成長もありえなかったであろう(ただ、毎年の赤字という事

第3-27表 朝鮮戦争後の物価の国際比較
(昭和25年6月=100)

昭和	日本			英国	米国
	輸出	消費	卸売	卸売	卸売
25年6月	100	100	100	100	100
9	132	106	113	106	108
12	150	108	124	114	112
26年3月	187	122	145	122	117
6	169	121	149	125	116
9	156	126	153	126	115
12	153	127	155	129	115
27年3月	139	128	153	128	114
6	135	126	151	128	113
9	135	127	151	126	113
12	127	127	149	127	111
28年3月	130	132	153	128	111
6	129	136	153	128	111
9	128	140	155	127	112
12	130	144	157	127	111
29年3月	129	145	160	128	112

出所：「ダイヤモンド経済統計年鑑」，ダイヤモンド社，昭和29年6月発行，5頁

態は、当時の外貨保有事情からみて無理な想定ではある。

(iii)ただし、特需においてさえ、経年とともに日本は商品の国際競争力を意識するようになった。米軍による商品の緊急調達の必要度が薄れ、日米いずれの国から調達するほうが合理的かという観点が強まってきたからである。このことは、朝鮮戦争期の後に登場する産業合理化期をもたらず一有力要因となった。

(iv)特需が長期間継続したとはいえ、輸出に占める比重は、当初の昭和二六〜二八年には四〜六割という高率であったが、そこから低下し、昭和四〇年ごろ以降五%以下に落ち込んでいる。つまり特需は、国際收支上の重要性にもかかわらず、需要量としての役割は小さなものになっていった。昭和四〇年代前半にはベトナム特需によって、ふたたび朝鮮特需に匹敵する金額に拡大するが、その役割ははるかに低下していた。

(v)輸出は、朝鮮戦争の影響で急増した。即ち、輸出金額は昭和二六年には戦前水準を一挙に四四%がた上回った。しかしここには問題点があった。というのは、この金額増は、すべて輸出単価の上昇によるものであって(同期間に四・六倍の値上り)、輸出数量は戦前水準の三分の一にまで(三二%)にすぎなかったからである。(以上第3-24表)

③ インフレーション

しかし朝鮮戦争後の価格競争力についてみると、第3—27表にみるように、昭和二五年六月を一〇〇として、(a)たしかに日本の輸出価格はいったん一七〇弱まで急騰した(二六年八月)のち、二七年末には一二七の水準まで低下している。この指数水準は英国とほぼ同水準であるが、米国よりもかなり高い。すなわち日本の対米輸出における米国国内品との価格競争力は弱まったことになる。このさい米英の価格が朝鮮戦争の直後においてもあまり大きく騰貴していないことにも注目してよいだろう。(b)日本の卸売価格は、輸出価格が反落に転じた後も、なおジリジリと上昇をつけている。このため両価格の動向には、格差がハサミ状に拡大し、二重価格状態が強まった。外国からは日本が国内価格よりもいちじるしく安い価格で輸出しているとして、ダンピングの非難をうけることになった。

(5) 産業合理化の役割

前述のように(4)②(iii参照)、朝鮮戦争のなかで、日本商品の国際的劣位(例、割高価格)が意識され、このため国際競争力を昂めることが要請された。ここから産業合理化が出発することになった。産業合理化のために必要とする資金の基礎は、朝鮮戦争によって、企業利益が飛躍的に大きくなったことにある。その様子を第3—28表にしめした。同表によれば、戦争開始翌年にあたる昭和二六年の純利益額および各種の利益率は、二五年にくらべて格段に増大している。

もっとも産業合理化という用語の意味は一義的ではない。産業組織の改善という意味で用いられることもあれば、多業種における企業内の改善を意味する場合もある。昭和二〇年代後半においては、後者の意味で用いられ、具体的には、製造業のほとんどすべての主要業種において(鉄鋼、自動車、電力、石炭、造船、弱電、繊維、硫安など)、設備の近代化が一斉にスタートしたことを指す。

ここにいう設備近代化の主流は、先進国(主に米国)からの技術導入、高技术機械の輸入の形態をとった。技術移動

第3-28表 朝鮮戦争後の法人企業の利益

昭和暦年	全 産 業			製 造 業		
	法人税引当 前純利益 (百億円)	総資本純 利益率 (%)	売上高純 利益率 (%)	法人税引当 前純利益 (百億円)	総資本純 利益率 (%)	売上高純 利益率 (%)
25	10	5.2	2.1	8	6.3	3.5
26	36	11.2	4.7	27	15.4	8.4
27	29	6.2	2.6	20	8.1	4.6
28	35	5.7	2.6	24	8.1	4.7
29	37	4.7	2.2	25	6.9	4.2
30	34	3.5	1.8	20	4.7	3.2

注 1) 出所：大蔵省財政史室編「昭和財政史—終戦から講和まで—」, 第19巻(統計), 131頁。

2) 総資本純利益率 = $\frac{\text{法人税引当前純利益}}{\text{総資本(期首・期末平均)}}$

3) 売上高純利益率 = $\frac{\text{法人税引当前純利益}}{\text{売上高}}$

は、一般に、①企業移動に伴う場合、②商品に体化して移動する場合、③単独に技術が売買される場合の形態がある。②は貿易とともない常時みられるところである。戦前では、主として①のケース、すなわち技術と企業が一体となって国際移動した。しかし戦後では、③のケース、すなわち技術だけが単独の貿易商品となって取引されるようになった。これは戦後では技術の発展テンポが速くなったので、技術の陳腐化が速まったこと、また技術の開発関係費が高くなったので、速かにこの費用を回収する必要性が強まったためであろう。

こうして技術導入、高技术機械輸入の形態で産業合理化がおこなわれたが、この合理化をバックアップする政策もあった。すなわち、第一には、外為法による外貨予算制度の発足(昭和二五年)によって外貨割当制が行われたが、このさいの割当基準は原則として設備基準割当であったから、企業はより多くの外貨割当を受けのために競って設備投資を行ったこと(先述、(II) (3) (A) ③ (i) (参照)、第二には、外資法で外資を保護することによって技術導入を促進したこと(先述、(II) (3) (B) 参照)、第三には、企業合理化促進法(昭和二七年三月公布)を制定し、技術の向上と重要産業の機械

第3-29表 産業合理化の成果
昭和26年上期=100

昭和	27年下期	30年下期
労働生産性	122	176
労働装備率	107	157
資本生産性	113	112

注 1) 通産省「産業合理化白書」,
昭和32年, 24頁

2) 労働生産性 $(\frac{O}{L})$ = 労働装
備率 $(\frac{K}{L})$ × 資本生産性 $(\frac{O}{K})$

第3-30 労働生産性の推移

昭和暦年	労働生産 性指数	同左の5 年毎の上 昇率
30年	12.1	%
35年	18.7	54.5
40年	27.1	44.9
45年	50.8	87.5
50年	66.2	30.3
55年	100.0	51.1
60年	123.9	23.9

注 1) 労働生産性は、日本生産性本
部「季刊生産性統計」による
「業種別労働生産性指数」(昭和
30年~60年)の製造工業労働
生産性をしめす。

2) 製造業、指数は昭和55年=100

3) 出所は、総務庁編「日本長期
統計総覧」, 第1巻, 446頁, 日
本統計協会, 昭和62年10月
刊。

設備の近代化、原単位の改善を促進したこと、第四には財政投融资計画により産業資金を供給したことである。(財投の資金チャンネルの形成については前掲の第2-8表、第2-9表参照)

こうして遂行された産業合理化の成果を労働生産性によってみると、第3-29表のとおりである。すなわち、労働生産性は昭和二六年上期と三〇年下期のわずか四年半のあいだに、実に七六%も上昇している。この数字がいかに大幅なものかは、第3-30表と比較すれば、明らかである。すなわち、同表は五年毎の統計で、前表よりもやや長期であるにもかかわらず、前述の七六%増を上廻るのは、昭和四〇~四五年間の八八%増のみであり、昭和三〇年代の高度経済成長期をも上廻っている。

そしてこの高い労働生産性の上昇率は、第3-29表にみるように、主として労働装備率(有形固定資産を就業者数で除した百分比)の増加にもとづくものである。つまり、昭和二〇年代後半において、高生産性の設備にたいする投資が大幅に拡大した姿をここにもみることができる。

この産業合理化の成果を基礎に、昭和三〇年代の高度成長期を迎えることになる。

(36) 産業合理化

産業合理化という用語は、第一次世界大戦後のインフレーションの収束後、一九二五年以降、独、仏、伊、英などにおいて用いられるようになった。資本主義経済の行詰りを打開しようとする産業側の努力は、流通過程の再編成、製品の規格化、標準化、定型化ならびに作業分割を基礎とする流れ作業方式の採用、大量生産による生産性の増加を通じて、より合理化された生産組織の改善をもたらした。この結果、産業利潤を増加させ、資本主義生産組織の発展に一時期を画した。

(池田勝彦)

(出所、荒憲治郎他二名「経済辞典」、(株)講談社、昭和五五年四月刊、四七一頁)

(IV) 総括—昭和二〇年代末の日本経済

(A) 到達点

戦後日本経済は、戦前とは断絶した姿をとるが、しかし他方では戦前・戦中経済の一部を引継ぎつつ、荒廃のなかから出発した。そして昭和二〇年代の終りごろには、次のような内容を獲得し、拡大再生産の軌道に乗っていた。

(1) 新しい経済体制のもとで経済復興を終了していた。すなわち—、

① (i) 集権的統制経済、軍需経済から平和的民需経済に替り、かつこの経済が競争市場のもとで展開したこと(新経済体制の創設)、(ii) I M F体制のもとで単一固定為替相場制度(具体的には「 $\text{1}:\text{730} = \text{360}$ 」経済)が設定されたこと。

② 第4—31表にみるように、昭和二〇年代末において昭和九—一一年の水準(100として)を上回っていた主要経済指標は、実質国民総生産(136)、同一人当り(105)、鉱工業生産(187)、農林水産生産(134)、一人当り消費水準(114)など、もっとも包括的かつ重要な指標においてであった。

第4-31表 昭和20年代末の主要経済指標の到達点
昭和9～11年=100

	昭和	21	27	30
実質国民総生産	年度	62	111	136
鉱工業生産	年度	31	139	187
農林水産生産	暦年	78	117	134
1人当消費水準	年度	57	95	114
1人当実質国民総生産	年度	57	89	105
工業実質賃金	暦年	※30	100	118
輸出数量(含特需)	暦年	*7	36	75
輸入数量	暦年	*21	59	94
総人口	暦年	109	124	129

注 1 *印は昭和23暦年, ※印は昭和22暦年。

2 出所: 経済企画庁編「現代日本経済の展開—経済企画庁30年史」, 大蔵省印刷局, 昭和51年8月刊, 86頁

しかし輸出数量は特需をふくめても戦前水準に回復しなかった(75)。このことは、輸出の立遅れという意味で重要であったが、反面ではこの立遅れにもかかわらず、いちじるしい鉱工業生産の増加がみられたことも重要である。この意味で昭和二〇年代末までの日本経済は量的には海外市場依存度が戦前よりも低下しており、したがって主として国内市場を中心に拡大したことになる。ただし輸出金額では立遅れてはいない(前掲第3—24表)。

③ 外国技術をテコにして日本産業の生産技術がレベルアップし、昭和二〇年代の経済成長を促進しただけでなく、次の昭和三〇年代からのいわゆる高度経済成長期の一有力要因となった。

外資導入の道を開いたのは、外為法(昭和二四年公布)とくに外資法(昭和二五年公布)であり、より広くは独禁法の緩和(昭和二四年、二八年)であった。さらに外国技術の消化能力を一段と高めたものとして産業合理化がある。

(2) 昭和二〇年代の末期には、経済成長↓国際収支赤字↓引締め政策という、その後の高度経済成長の制約パターン(国際収支制約)と景気変動パターンがはじめて現われた。

(3) 既述のように、経済力は急速に拡大し、経済規模は戦前を大きく上回ったとはいえ、国民総生産および一人当り国民総生産によって米欧諸国と比較するならば、第4—32表のごとくである。同表によれば、昭和二五年—昭和三〇年の間に国民総生産に

第4-32表 日本を中心にみた主要国の経済水準

(時価)

	国民総生産 (億ドル)		1人当り国民総生産 (ドル)	
	昭和25年	昭和30年	昭和25年	昭和30年
日本	112 (1.0)	240 (1.0)	200 (1.0)	269 (1.0)
アメリカ	2,851 (25.5)	3,993 (16.6)	1,870 (9.4)	2,404 (8.9)
カナダ	167 (3.1)	289 (1.8)	1,200 (6.0)	1,840 (6.8)
イギリス	370 (2.4)	541 (2.0)	738 (3.7)	1,057 (3.9)
フランス	274 (3.3)	487 (2.3)	660 (3.3)	1,131 (4.2)
西ドイツ	231 (1.5)	430 (1.3)	488 (2.4)	882 (3.3)
イタリア	26年 172 (1.5)	241 (1.0)	26年 360 (1.8)	500 (1.9)

- 注 1 日本は年度，経済企画庁調。
 2 日本以外は暦年，IMF調。
 3 出所：経済企画庁編「現代日本経済の展開—経済企画庁30年史」，大蔵省印刷局，昭和51年8月刊，90頁。
 4 カッコ内は日本の計数を1.0としたときの各国の倍数，本文記述の関係上，西暦を昭和に直した（4は名島）。

ついでに日本の対米欧較差は、急速に縮小したとはいえ、昭和三〇年においてなお日本は米国の一七分の一弱、加・英・仏の大約半分であった（ただ独・伊にはかなり接近した）。さらに一人当り国民総生産についての欧州諸国との較差はもっと大きいことが知れる。（ただしドル換算率には問題点がありうるだろうから、国際比較にはなほどうかの留保が必要となるう）。

(B) 混合経済体制の確立

(1) 混合経済体制の初期

ここでは混合経済体制の意味について、①主として民間部門の経済に作用する資本主義的な市場原理の分野と、②主として政府部門に作用する非市場原理の分野とが、併存しており、かつ主として②から①への介入が常時存在する経済と考える。非市場性という性格をもつが故に、政府介入の有効性が高まるのであろう。

日本での混合経済体制の出発点は、昭和六年一二月に金本位制を離脱し、管理通貨制度に移行した時点と考えられる。管理通貨制度は政府の政策裁量性を飛躍的に拡大する

性格をもった。昭和七年からの高橋是清蔵相による景気回復のための有効需要拡大政策は、その最初の具体例であった。だが、その後はしだいに軍事経済を強めるといふ特別な道を歩み、管理通貨制度もまたこの特殊な道に利用された。

(2) 戦後期の混合経済体制

混合経済体制は平和的で民需中心の経済をもつ戦後に確立し、強化された。昭和二〇年代はその確立期である。既述のように(Ⅱ)―(2)「金融・財政面での制度的増強」、昭和二〇年代には、金融面では政府系金融機関をふくむ多くの金融機関が設立されたし、また財政面では財政投融资制度が整備された。このため政府の政策裁量性は、いちじるしく高められる経済的基礎をもった。政策裁量性の向上は、景気変動の面でも、昭和三〇、四〇年代にはっきりとした姿をみせることになった。二〇数年間にわたり、高度経済成長を実現しつつ、循環性過剰生産恐慌を経験しなかったからである。しかも日本だけではない。先進諸国いずれの国も戦前のような恐慌を経験していないし、また恐慌が世界恐慌として現われる姿を、戦後では経験していない。これは戦後の混合経済体制を戦前のそれと区別するものである。この理由には前述の裁量性拡大のほかに、政府、企業にとって市場の盲目性が大幅に薄らいだこと、民主化の結果、政策当局にたいする批判、監視の目が強まったことなどがあげられよう。

最後に競争について一言しておこう。昭和四〇年代までの日本経済は、高度経済成長と相互に因果関係を結びながら、競争のほげしい経済であった。ここには一定のルールを求めながらも、競争を促進する独禁法の役割を認めねばならない。

政府による、その時どきの独禁法の解釈やその他の競争政策に依じて競争が展開される。したがって競争は、「管理された競争」であり、政府が必要と考えれば、いつでも介入できる。したがって市場は競争市場の形態をとる場合で

も、その実、一定の程度ではあれ、政府が経済活動の全体を方向づけることができる。かくて競争の場でも混合経済体制を語ることができる。

(主な注、図表の一覧)

本文中の注のうち説明的な注の主なものをつぎに(参考一)としてかかげた。またつづいて図表の一覧表を(参考二)としてしめした。

- (参考一) 説明的な注の紹介
- (14) 財閥解体
- (15) 原始独禁法
- (16) 昭和二四年の独禁法第一次改訂
- (17) 昭和二八年の独禁法第二次改訂
- (19) 昭和五二年の独禁法第三次改訂
- (21—1) シャウプ税制
- (21—2) シャウプ税制の崩壊
- (23—1) 財政投融资
- (23—2) 財政投融资の源資と運用
- (24) IMF
- (28) GATT 第三五条
- (29) 大戦による日本の物的被害額
- (30) 片山内閣の「経済緊急対策」の骨子
- (参考二) 図表の紹介
- 第1—1表 正貨の存在高(一九一三年—一九三四年)

- 第1—2表 敗戦時の重要物資生産能力（昭和一二年、戦中最高年、敗戦時）
- 第2—3表 日本の戦後防衛関係費とその対GNP比（一九四五年—一九九四年）
- 第2—4表 世界各国の国防費とその対GNP比（一九八五年、九〇年、九一年）
- 第2—5表 農地改革による耕地の自・小作別面積の変化（改革前、改革実績、改革後）
- 第2—6表 経営耕地規模別の農家数（昭和三〇年、四〇、五〇、六〇、六三、平成一—五年の各年）
- 第2—7表 商品類別輸入額と構成比（昭和九年—二十一年平均、二十二年—二十八年）
- 第2—8表 金融機関一覧表（種類別、根拠法成立年）
- 第2—9表 金融機関の系譜（金融機関の種類別の年別沿革図）
- 第2—10表 昭和二八年度財政投融资の源資と運用
- 第2—11表 財政投融资の源資の推移（昭和三〇年度、四〇、五〇、六〇、平成三の各年度）
- 第2—12表 財政投融资用途別分類の推移（当初計画。昭和三〇年度、四〇、五〇、六〇、平成三の各年度）
- 第2—13表 一九五〇年代の技術導入件数の推移（一九四九—五〇年計、五一—五五年の各年、四九—五五年計、五六—六一年計）
- 第2—14表 各国の為替相場制度（一九八〇年頃）
- 第3—15表 昭和二〇年の調査主体別の製造業生産指数
- 第3—16表 昭和二三年度の生産計画遂行状況（業種別）
- 第3—17表 戦後物価の恠化分の比率の推移（昭和二三年三月—二三年三月、二三年三月—二四年三月、二四年三月—二五年三月）
- 第3—18表 戦後インフレーションの推移（昭和二一—二七年）
- 第3—19表 ドッジ・ラインの見取図
- 第3—20表 戦後の価格調整補給金支出の推移（昭和二一—二六年度の各年度と累計額）
- 第3—21表 ドッジ・ライン時の一ドル—三六〇円レートの性格
- 第3—22表 昭和二一—二四年度の総合予算収支表
- 第3—23表 戦後経済統制の推移（統制最多時期、昭和二四年四月、二五年四月、二六年三月、二七年三月）
- 第3—24表 戦前比にみる朝鮮戦争の影響（昭和九—一一年平均、二五、二六、二七年）

- 第 3—25 表 国内総生産の構成比の長期推移（第一、三次産業別、昭和九、一一年平均、昭和二一、二五、三〇、三五、四〇、四五、五〇、五五、六〇、平成二、四年）
- 第 3—26 表 特需の位置（昭和二六、四五年の各年）
- 第 3—27 表 朝鮮戦争後の物価の国際比較（昭和二五年六月、二九年三月間の三カ月間隔）
- 第 3—28 表 朝鮮戦争後の法人企業の利益（昭和二五、三〇年の各年）
- 第 3—29 表 産業合理化の成果（昭和二六年上期基準、二七年下期、三〇年下期の指数）
- 第 3—30 表 労働生産性の推移（昭和三〇、六〇年間の五カ年間隔）
- 第 4—31 表 昭和二〇年代末の主要経済指標の到達点（昭和九、一一年基準、昭和二一年、二七年、三〇年の指数）
- 第 4—32 表 日本を中心にみた主要国の経済水準（米欧の GNP、一人当り GNP の昭和二五年、三〇年）